1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1	番	太	田	佳	祐	君	2	番	広	瀬	隆	博	君
3	番	乾			豊	君	4	番	若	Щ	隆	史	君
5	番	Щ	田	利	夫	君	6	番	江	上	聖	司	君
7	番	中	村	ひと	ニみ	君	8	番	安	田		功	君
9	番	角	田		寛	君	10	番	後	藤	省	治	君
11	番	富	田	栄	次	君	12	番	栗	田	利	朗	君
13	番	丹	羽	豊	次	君							

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川	満也	君	副 町 長	永	澤	幸	男	君
総務課長	早 野	博 文	君	企画調整課長	栗	本	純	治	君
税務課長	木 下	誠司	君	健康福祉課長	片	岡	兼	男	君
住 民 課 長	竹 中	敏 明	君	建設課長	Щ	口	哲	司	君
産業課長	髙橋	伸 行	君	上下水道課長	町	田	正	博	君
会計管理者兼 会 計 課 長	中村	桂	君	消防主任	中	Щ	雅	夫	君
教 育 次 長 兼 学校教育課長	桐山	浩 治	君	生涯学習課長	衣	斐		修	君

3 職務のため出席した事務局職員

事	務	局	長	藤	塚	康	孝	書	記	渡	部	善	充
書			記	木	杜	書	汀						

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算

議第14号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第15号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第16号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第17号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第18号 平成29年度不破郡介護認定審査会特別会計予算

議第19号 平成29年度垂井町介護保険特別会計予算

議第20号 平成29年度不破郡障害者総合支援認定審查会特別会計予算

議第21号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算

日程第3 議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井 町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議第6号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議第8号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正に ついて

議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

議第11号 町道路線の認定について

議第12号 指定管理者の指定について

日程第4 議第23号 平成28年度垂井町一般会計補正予算 (第5号)

日程第5 議第24号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議第25号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議第26号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議第27号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議第28号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時01分 開会

〇議長(丹羽豊次君) これより平成29年第1回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議 を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から17日までの17日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、会期は17日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、5番 山田利夫君、 6番 江上聖司君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程 に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長(丹羽豊次君) 日程第1、諸般の報告を行います。

閉会中に検査結果の報告が2件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、 これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前 9 時03分 休憩 午前 9 時15分 再開

○議長(丹羽豊次君) 再開いたします。

日程第2 議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算

議第14号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計予算

議第15号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計予算

議第16号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計予算

議第17号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計予算

議第18号 平成29年度不破郡介護認定審查会特別会計予算

議第19号 平成29年度垂井町介護保険特別会計予算

議第20号 平成29年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算

議第21号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算

議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算

○議長(丹羽豊次君) 日程第2、議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算から議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算までを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

〇町長(中川満也君) おはようございます。

平成29年第1回垂井町議会定例会の開会に当たり、町政運営に関する私の所信、並びに平成29年度予算の概要及び主要施策について申し述べ、町議会、並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成29年度は、本町のまちづくりの指針である第5次総合計画の目標年度であります。「やさしさと活気あふれる快適環境都市」実現に向けたこれまでの取り組みをしっかりと評価、検証し、第6次総合計画を策定するに当たり、未来を見据えたまちづくりの礎となる重要な1年になるものと認識をしております。

さて、世界は今、大きな転換点に立っていると言われています。昨年は、移民問題を大きな要因とするイギリスのEU離脱、アメリカ合衆国におけるトランプ大統領の就任に驚かされましたが、これらの事態を予測したフランスの歴史人口学者エマニュエル・トッドは、今後、世界はグローバリズムから国民国家へ、回帰へと向かっていくと指摘しています。

今日、世界が振り回されているトランプ大統領の政策方向は、まさに自由貿易の否定であり、 アメリカー国主義への回帰にほかならないと感じます。自由貿易、グローバリゼーションから 国民国家への回帰への動き、それに伴う経済や安全保障環境の変化、我が国を取り巻く状況は まさに予断を許さないものがあります。

一方、安倍内閣はこれまでの取り組みにより生まれてきた経済の好循環を確かなものとするため、今後もアベノミクスを一層加速し、一億総活躍社会の実現に向けて地方創生に取り組むとしております。私も、地方創生の推進こそが一億総活躍社会の実現をするための原動力になるものと考えております。しかしながら、地方創生への対応は個々の自治体や一地方だけでは限界があります。経済波及効果や地方創生をより確実なものにするために、これからも県あるいは国へ強く働きかけてまいる所存であります。

また、県におきましては古田県政4期目のスタートを切る「清流の国ぎふ」づくり全開と銘 打った新年度予算案は、地域の活力創出につながる政策を全面展開していくとしています。

昨年、全国の国指定重要無形民俗文化財である「山・鉾・屋台行事」33件がユネスコ無形文 化遺産に登録されましたが、岐阜県でも3行事が登録されており、このところ岐阜県では世界 遺産への登録、認定ラッシュが続いております。県では、世界遺産を個別に発信していくだけ ではなく、遺産群として広域的な観光や国際交流など広くPRしていくこととしております。 引き続き、関ケ原古戦場を核とした広域周遊観光の推進も展開される中、周辺自治体が一体と なって観光客を広域で受け入れられる体制を整えるとともに、我が町の観光情報を積極的に発 信することにより新たな人の流れを創出したいと考えております。

一方、昨年も国内外では多くの災害が発生しております。阪神・淡路大震災から22年、東日本大震災からも6年が経過しました。東日本大震災の復興はまだ道半ばにありますが、昨年4月には熊本で大規模な地震が発生し、10月には鳥取で大きな地震がありました。8月には迷走台風による甚大な被害が東北、北海道で発生しております。また、こうした天災ばかりでなく、12月には新潟県糸魚川市で大規模な火災により市民生活に多大な被害をもたらしました。災害は、いつどこで起こるか予想がつかず、いざというときのために常に防災・減災に対する体制づくりを整えておく必要があります。

本町においては、こうした大規模災害に対応する一環として、昨年10月に竹中半兵衛公を通じて御縁のある兵庫県三木市と災害応援協定を結びました。また、災害時の防災拠点として重要な役割を果たす新庁舎の整備については、昨年、臨時会において移転建設が決定しました。本年はいよいよ実施設計に取りかかります。平成31年度の供用開始に向け、基本構想でイメージした「笑顔でつなぐ新庁舎」を形にしていくときであります。

この新庁舎につきましては、既存の建物の用途を変更し改修して再利用するというコンバージョンの手法により、早期整備とコストの軽減、循環型社会の実現を図るものであり、商業施設の建物を自治体の本庁舎として使う例は県内初となるものであります。新庁舎は、我が町が目指す将来像を実現するためのまちづくりの拠点として、本町のさらなる発展の基礎となる施設であり、我が町のシンボルとして後世に誇れる庁舎とするため、英知を結集して建設事業に取り組んでまいります。

さて、現在、本町においては、栗原地区圃場整備地内における新工場の建設や、既存企業の敷地拡張など活発な企業活動が展開されております。離山周辺の工場用地整備事業につきましても、抱えておりましたさまざまな課題が解決し、いよいよ企業受け入れのための体制整備を進展させてまいります。本町の恵まれた地理的条件を生かし、企業進出を積極的に支援するとともに、地元産業の振興に努め、安定した雇用の創出を図ってまいります。

冒頭で申し上げましたとおり、平成29年度は第5次総合計画の目標年度に当たります。くしくも、ことしのえとである「酉」という字は、つぼに入れた果実が成熟の極限に達した状態をあらわす象形文字と言われております。垂井町がこれまで取り組んできたさまざまな事業が、いよいよ佳境に入っていく時期と重なる思いがいたします。本年がとり年にふさわしく成熟の年となるよう、全力で各事業を展開してまいります。

それでは、平成29年度予算につきまして御説明させていただきます。

平成29年度の各会計の予算額につきましては、一般会計91億4,000万円、国民健康保険特別会計35億7,000万円、簡易水道特別会計4,940万円、公共下水道事業特別会計11億8,900万円、農業集落排水事業特別会計3,100万円、不破郡介護認定審査会特別会計1,250万円、介護保険特別会計23億4,800万円、不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計107万円、後期高齢者医療特別会計3億3,200万円、水道事業会計11億9,900万円、合計178億7,197万円とするものでありま

す。

一般会計規模は、平成28年度と比較して5億6,000万円の増額、6.5%の増となります。歳入予算につきましては、新規企業の参入や既存企業の拡張などにより固定資産税については伸びが期待できるものの、一方で、特に法人住民税では景気の動向について先行きが不透明であることなどから減収が予想されるため、町民税については1%減の14億9,845万8,000円を見込み、また固定資産税については3.7%増の18億9,003万5,000円を見込みました。町税全体といたしましては、平成28年度当初比1.4%増の36億2,683万9,000円といたしました。その他、国・県支出金、財政調整基金などの取り崩し、さらに町債の発行により収支の均衡を図った次第であります。

予算編成に当たりましては、いよいよ平成29年度に目標年度を迎える第5次総合計画に重点を置き、協働のまちづくりの推進を意識しました。

また、町の将来の発展に向け、緊急性や優先度を考慮しつつ、限られた財源を有効活用するために、さらなる経常的経費の抑制に努めるとともに、保育園園舎の耐震化、文化会館の空調設備改修を初めとした施設の老朽化対策、企業誘致の推進、あわせて平成30年度の開園を予定しています垂井こども園建築事業などの幼保一元化施設の整備、さらに平成30年度に着工を予定しております役場庁舎の建てかえ事業など、さまざまな大型事業に主眼を置きながら各種事務事業の予算を編成いたしました。

それでは、予算の概要につきまして、第5次総合計画の体系に沿って重要施策を御説明申し 上げます。

重要施策の第1は、「安全・安心のまちづくり」であります。

交通安全、犯罪、災害に対する意識の向上、防犯・防災体制の構築、また地域が主体となった自主防災活動の促進などに取り組んでまいります。

交通安全では、交通ルールが守られ県下で最も交通事故の少ないまちを目指してまいります。 交通ルール遵守の促進といたしましては、交通指導員を配置し、幼児からお年寄りまでそれぞれの年代に合った交通安全啓発活動を実施していく中で、交通安全意識の向上を図ってまいります。また、安全な交通環境づくりに向け、カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備にも努めてまいります。

防犯では、防犯活動が充実した犯罪のないまちを目指してまいります。全国的に子供やお年寄りを対象とした犯罪が多発していることを踏まえ、警察、行政、学校及び地域の見守り隊が相互に連携を図り、情報を共有しながら犯罪防止に取り組んでまいります。防犯施設の整備といたしましては、公衆街路灯のLED化を進めるとともに、防犯カメラシステムの適正な管理に努めてまいります。

また、消費生活の充実といたしましては、消費者生活における安全性などの向上を目指し、 新年度におきまして新たに西濃6町共同によります消費生活相談員を設置してまいります。

消防・防災では、防災体制を充実させ、災害に強いまち、また消防力の強いまちを目指して

まいります。

平成23年3月の東日本大震災、あるいは昨年4月に発生しました熊本地震を初め、近年、全国各地で地震、集中豪雨、台風など、さまざまな災害が発生し甚大な被害を及ぼしています。 町では、昨年4月、熊本地震が発生した折には、被災地に物資の支援等を行い、また同じく10月には兵庫県三木市と災害時相互応援協定を締結したところですが、今後も関係機関との連携を図りながら引き続き災害用備蓄用品の整備を進めるなど防災体制の向上に努めてまいります。

また、防災設備の充実といたしましては、引き続き県において県防災情報通信システム整備業務が進められるところでありますが、町といたしましても、役場庁舎の建てかえ等とあわせて防災行政無線移設及びデジタル更新事業を進めてまいります。また、災害等対策用ドローンの購入、自主防災組織への資機材購入の助成なども行ってまいります。

消防体制の充実といたしましては、消防力の充実したまちを目指して消防団員の資質向上に 努めてまいりますとともに、消防設備の整備といたしましては、防火貯水槽の整備などを進め てまいります。

重要施策の第2は、「教育・生涯学習・文化のまちづくり」であります。

ふるさと垂井に愛着が持てる教育を進めるとともに、誰もが気軽に学習やスポーツに取り組めるような機会や場の提供に努めてまいります。

学校教育では、学びやすい教育環境でふるさとに愛着が持てる教育が行われるまち、自他と もに命を大切にし、未来に夢が持てる児童・生徒が育まれるまちを目指してまいります。

まず、特色ある学校教育等の推進といたしましては、新年度では学校の一層の活性化と教職員のさらなる資質向上を目指して、従来からの特色ある学校づくり補助金をさらに拡充させて進めてまいります。引き続き、地域の特性を生かした特色ある学校づくりと学力向上を目的に土曜日授業を実施してまいります。また、英語指導助手や小学校英語講師を配置するなど、英語教育の推進にも努めてまいります。

あわせて、特に新年度では幼児教育指導員を増員し、円滑な幼稚園教育活動の展開を目指してまいりますとともに、特別支援教育指導員、個別教育指導講師、また外国人の児童・生徒への日本語適応講師につきましても引き続き配置をしてまいります。さらに、適応指導教室につきましても引き続き開設し、指導員を配置いたしたところであります。小学校4年生時において、学級編制上2学級から1学級に統合された小学校には、小学校教育支援講師を配置してまいります。

教育環境の整備といたしましては、校内LANの整備や学校備品の充実に努めてまいりますとともに、さらに学校施設の安全性の確保に向けて、順次学校屋内運動場非構造部材耐震事業を進めてまいります。また、安心・安全でおいしい学校給食を提供していくため、引き続き学校給食センターの設備等の改善も行ってまいります。

カウンセリングの充実といたしましては、経験豊富で専門的資格を有するスクールアドバイ ザーを配置し、教育相談等の側面から学校経営・学級経営に対する支援を図ってまいります。 青少年育成では、健全な環境の中で青少年が生き生きと活動することができるまちを目指してまいります。近年、地域社会の人間関係が希薄化し、地域での触れ合いなどが不足していることを踏まえ、地域子ども教室推進事業を進めるとともに、青少年活動支援事業などを通じて青少年活動への支援や青少年の活動環境の整備に取り組んでまいります。

生涯学習では、生涯において学ぶ機会を得て、生きがいを見つけ、楽しく暮らしていけるまち、偏見や差別のないまちを目指してまいります。

社会教育事業の充実では、引き続きタルイピアセンターにおいて図書館資料の収集や歴史的 文化等継承事業として企画展の開催などを進めてまいります。また、文化会館においては、文 化講演会事業の見直しを行い、講演内容のさらなる充実に努めてまいります。また、新年度に おきましては、住民の方々を対象に生涯学習やスポーツ振興に関する生涯学習活動アンケート 調査を実施することで、実態の把握と今後の計画策定に活用してまいりたいと思います。

社会教育施設の整備といたしましては、文化会館の空調設備改修事業を進めてまいりますと ともに、タルイピアセンターの施設改修事業につきましても実施してまいります。

また、芸術文化活動の充実といたしましては、小・中学生を対象とした青少年芸術鑑賞会を初め、町展や町音楽祭等の開催などを実施し、男女共同参画社会の推進、人権意識の高揚といたしましては、女性団体の育成や人権意識啓発事業など、また多文化共生社会の推進といたしましては、外国人来庁者の行政手続の一助となることを目的に、ポルトガル語通訳窓口を設置します。

異文化への理解を深め、語学力と国際感覚を養うことを目的に、中学生カナダ・カルガリー 市派遣事業を引き続き実施してまいります。

生涯スポーツでは、気軽にスポーツに親しみ、みずから進んで心身の健康づくりに取り組む ことができるまちを目指してまいります。

スポーツ活動の推進といたしましては、スポーツ団体の育成支援やスポーツ推進委員等研修 事業を進めるとともに、ふれあいウオーキング大会や三木市とのスポーツ交流事業などの各種 スポーツ大会を通じて、住民の方々が健康づくりや仲間づくりができるよう努めてまいります。 また、スポーツ施設の整備といたしましては、朝倉運動公園の施設整備などを進めてまいりま す。

文化の振興では、地域に愛着と誇りを持てる伝統文化が継承されるまちを目指してまいります。

郷土芸能の継承では、伝統芸能の掘り起こしや後継者等の育成といたしまして、垂井曳軕保 存会、表佐太鼓おどり保存会などへの補助を行ってまいります。

また、文化財の保存と活用といたしましては、重要文化財真禅院保存修理事業、垂井祭り曳 軸紫雲閣車輪修理事業などへの補助も行うほか、美濃国府跡整備計画策定事業についても引き 続き進めてまいります。

重要施策の第3は、「子育て・健康・福祉のまちづくり」であります。

安心して子供を産み育てられるよう、子育て支援の充実に努めるとともに、誰もが健康で生きがいを持って安心して生活できる社会形成に努めてまいります。子育てでは、安心して子供を産み育てられるまちを目指してまいります。

働く親の支援といたしまして、病後児保育事業、延長保育事業などの事業に取り組みますとともに、留守家庭児童教室につきましては、引き続き夏休み期間のみの受け入れも行ってまいります。子育て環境の整備といたしましては、子育てサポート事業、子育て支援センター事業、一時保育の実施などを進めるとともに、児童手当支給事業、不妊治療費の助成などにも取り組んでまいります。

また、保育園耐震化事業といたしましては、新年度は岩手保育園園舎耐震補強工事、府中保育園園舎耐震補強実施設計業務などを進めてまいります。

さらに、幼保一元化等の推進といたしましては、新年度はいよいよ垂井こども園建築工事に着手し、平成30年度の開園を目指してまいります。あわせてその他の既存保育園施設につきましては、幼稚園施設としても利用することができるよう、園舎の用途変更手続きを行うなど着実に幼保一元化に向けた整備を進めてまいります。

健康・医療では、誰もが健康に暮らし、適切な医療を受けることができるまちを目指してまいります。

健康づくりの推進といたしましては、健康相談・健康教室、栄養教室、妊娠期教室などを開催し事業を進めてまいります。疾病予防対策の推進といたしましては、新年度は予防接種や各種がん検診等の内容を拡充してまいります。

また、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査費の助成を行いますとともに、乳幼児の健やかな成長のため乳幼児健康診査等も引き続き実施してまいります。

また、福祉医療費助成事業を実施いたしますとともに、休日等でも安心して診療が受けられるよう、郡医師会に委託するなど地域医療体制の充実にも努めてまいります。

国民健康保険につきましては、医療費が増加傾向にある中で健全財政を堅持していくため、 特定健康診査及び特定保健指導の実施など効果的な保健事業の推進に努めてまいります。関連 して、後期高齢者医療につきましても、ぎふ・すこやか健診の実施など、同様の取り組みを努 めてまいります。また、平成30年度から国民健康保険事業の制度改革に向けて必要な準備もあ わせて進めてまいります。

高齢福祉につきましては、高齢者が生きがいを持ち安心して生活することができるまちを目 指してまいります。

生きがい対策の推進といたしましては、老人クラブ活動やシルバー人材センターへの支援を 行うとともに、ふれあい長寿フェアや長寿者褒賞事業といった長寿をお祝いする事業などを展 開してまいります。

在宅支援の充実といたしましては、在宅介護支援センターや地域包括支援センターの運営の 充実に努めます。また、ひとり暮らし老人等緊急通報システム整備事業につきましては、不破 消防組合に設置しております緊急通報センター装置の更新についても進めてまいります。

介護保険につきましては、国の制度改正により大きく仕組みが変わってまいります。新年度は第7期介護保険事業計画の策定を進めますとともに、さらなる介護保険事業の充実を図ってまいります。また、年々要介護者や要支援者は増加をしております。一般介護予防事業や介護予防・生活支援サービス事業を進めることにより、介護予防の推進、日常生活の支援、地域の支え合いの体制づくりに努めてまいります。

障がい福祉では、障がい者が自立し、地域住民とともに生活できるまちを目指してまいります。

活動や交流の場の整備といたしましては、指定管理者制度により地域活動支援センターけや きの家事業を進めてまいります。また、児童発達支援事業につきましては、就学前児童の成長 を支援するため、いずみの園を開設してまいります。

また、就労支援及び在宅支援の充実といたしましては、障害福祉サービス費等給付事業を初め自立支援医療等事業、地域生活支援事業、障害者福祉手当支給事業などの事業を進めてまいります。

地域福祉では、地域で支え合い、誰もが安心して生活できるまちを目指してまいります。総合的な相談体制の整備といたしましては、住民の方々からの相談に応じ、適切な助言、援助を行うため、心配ごと相談所の開設に取り組んでまいります。また、道路、公共施設などのバリアフリー化も推進してまいります。

重要施策の第4は、「地域環境のまちづくり」であります。

恵まれた自然環境を保全するため、環境に配慮した施策を行います。また、ごみの減量化や リサイクルを推進し、環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。

自然環境では、おいしい水や空気に恵まれ豊かな自然が継承されるまちを、また環境衛生では、環境に配慮した意識が定着し、環境負荷の少ない循環型社会が形成されるまちを目指してまいります。

ごみの減量化推進といたしましては、地域やPTAなどが実施される資源回収に対し廃棄物 資源分別回収事業奨励金を、また生ごみを処理するための容器や資材などを設置、購入される 場合には、それぞれ補助金を交付してまいります。これらの取り組みを通じて、住民の方々の 環境に対する意識を高め、ごみの減量化につながるよう努めてまいります。

あわせてエコパーク施設の適正な運営を進め、3つのR、リデュース(発生抑制)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)の推進と、循環型社会の構築を目指していきたいと思います。

不法投棄の防止といたしましては、不法投棄防止の啓発及び監視パトロールの実施を進めて まいります。また、定期的な水質検査や大気測定検査を実施することで、環境汚染の未然防止 に努めてまいります。

生活環境の向上といたしましては、下水道事業認可区域外における合併浄化槽設置補助事業

を引き続き行ってまいります。

衛生施設の整備といたしましては、引き続きごみ処理施設等の充実としてクリーンセンター 施設の延命化に向けた補修工事を進めるとともに、斎場施設の改善といたしましては、西駐車 場の防じん舗装工事などを進め、より利用しやすい施設整備に努めてまいります。

重要施策の第5は、「産業・交流」であります。

住民や関係機関との連携を図りながら、恵まれた自然環境や歴史資源を有効に活用し、魅力 ある産業の振興を推進してまいります。

また、当町の地の利を生かした魅力ある環境のもと、企業誘致を行い、誰もが安心して働く ことができる環境を整備してまいります。

農業では、集落営農の確立により、地域ぐるみで農地が守られ、良質な農林畜産物を供給し 町内で消費されるまちを目指してまいります。

担い手の育成といたしましては、集落営農組織等の経営改善を支援するため、高性能農業機械導入等補助事業において導入費用の一部を補助いたしますとともに、農地の集積・集約化を図るため、機構集積協力金交付事業を実施してまいります。

高収益農業の推進といたしましては、多面的機能支払事業により地域ぐるみで行う農地・農業用水等の保全管理活動を支援いたしますとともに、環境保全型農業直接支払事業により環境保全型農業への取り組みを支援してまいります。

農業の基盤づくりといたしましては、中山間地域等直接支払事業により中山間地で行う農業 生産活動を支援するとともに、経営体育成基盤整備事業といたしましては、引き続き圃場整備 事業を進めてまいります。あわせて、野生鳥獣による農作物等への被害の防止・低減に向け、 引き続き有害鳥獣被害対策事業についても取り組んでまいります。

地産地消の推進といたしましては、引き続き経営構造対策事業により地場産物を購入する機 会の提供に努めます。

林業では、健全な森林が維持され、森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されるまちを目指してまいります。そのために、適正な森林の整備といたしまして、引き続き林道明神線開設事業を行い、森林施策の基盤となる林道整備を進めてまいります。また、造林事業により団地間伐や作業道等の開設を支援してまいります。

観光では、住民と行政が一体となり観光の振興に取り組むまち、町外から多くの方が訪れる 魅力あるまちを目指してまいります。

推進体制の充実といたしまして、観光協会への助成を行ってまいります。また、観光情報の発信強化では、特産品のPRや町外イベント出展への助成を行ってまいります。あわせて、本年度、平成28年度において相川沿いに大型車両も駐車可能な観光駐車場を整備したところでありますが、新年度は今年度策定いたしました観光基本計画に基づき、中山道案内看板の設置を進めるなど情報発信や観光案内の充実を図ってまいります。

あわせて、観光資源の整備といたしましても、看板、散策路等の整備、修繕を進めてまいり

ます。

交流事業の促進といたしましては、交流と触れ合いを目指し、引き続きふれあい垂井ピア推 進協議会への助成を行ってまいります。

工業では、企業進出が進み雇用の場が確保されるまちを目指します。

企業が進出しやすい基盤整備といたしましては、現在、東海環状自動車道の西回り区間の開通に向けて工事が着々と進められているところでありますが、また養老サービスエリアスマートインターチェンジについても平成30年度の供用開始を予定して進められているところであります。これらの状況を見据え、離山周辺工場用地開発事業につきましては、新年度において町土地開発公社へ委託し、本格的な事業展開に取り組んでまいります。あわせて、栗原地区の企業進出につきましては、経営体育成基盤整備事業の中で引き続き周辺道路等の整備を進めてまいります。

既存企業の育成といたしましては、企業立地の促進と町内企業の育成を図るため、引き続き 工場等設置奨励金による支援に取り組んでまいります。

商業では、商業が活性化してにぎわいがあり、楽しく買い物ができるまちを目指してまいります。

にぎわいのある商業の展開といたしましては、商工会を中心とした魅力ある商店づくりや商業施設の整備など、商業振興を図るため商工会事業への支援を行うとともに、住宅リフォーム 促進事業補助金につきましては、移住者にも対応できるよう内容を拡充して進めてまいります。

勤労者では、勤労者が安心して働ける環境が整備されているまちを目指してまいります。

労働環境の整備といたしましては、勤労者の生活を支援するための勤労者・離職者支援事業、また常用雇用者を雇用する事業者を支援するための雇用促進奨励事業などを進めてまいります。 また、長年にわたり町内事業所で勤務された方、地域の振興に寄与された方に対しては、優良勤労者表彰を実施してまいります。

重要施策の第6は、「都市基盤」であります。

道路や公園、上・下水道など都市基盤を整備し、安全で快適な住環境を提供していくための 事業を進めてまいります。

道路では、住民と行政が連携して安全な道路が確保されているまちを目指していきます。

道路交通網の整備といたしましては、道路改良事業2事業、路側改良2事業、舗装改良3事業を実施するなど、道路整備の促進による交通基盤づくりや安全で快適な生活道路の新設改良等に向けた事業を進めてまいります。

また、これらとは別に、新年度は社会資本総合交付金事業といたしまして、新桜橋歩道橋上 部工整備工事を進めてまいりますとともに、緊急性や優先度を考慮し橋梁の長寿命化に向けた 改修にも取り組んでまいります。

また、先ほども触れましたけれども、平成30年度の供用開始予定として進められています養 老サービスエリア・スマートインターチェンジに関しましては、引き続き地区協議会を通じて 積極的にかかわってまいります。

道路環境の整備といたしましては、生活道路の維持改修、道路の除雪対策、道路・水路の適 正管理などの事業を進めてまいります。

河川・治水では、総合的な治水対策により災害に強いまちを目指してまいります。

河川災害や市街地浸水の防止といたしましては、災害に強い河川整備に努めてまいりますとともに、砂防や急傾斜地整備の推進といたしまして、危険箇所の砂防施設構築に向け関係機関に働きかけてまいります。

公園では、誰もが楽しみながら健康増進を図ることができる公園が整備されているまちを目指し、公園の維持管理に努めてまいります。

市街地形成では、誰もが住みたくなる住環境が整備されているまちを目指してまいります。

計画的な土地利用の推進といたしましては、国の交付金である社会資本整備総合交付金の活用に向けて、新年度では都市再生整備計画を作成いたしますとともに、まちの現状を把握し将来を見据えて今後の都市計画に活用するため、都市計画基礎調査を実施するなど、住むことに誇りを持てる、にぎわいと憩いのあるまちづくりを進めてまいります。また、新年度から1筆ごとの土地の正確な実態把握に向け、新たに地籍調査事業に着手してまいります。

公営住宅の整備といたしましては、町営住宅の屋根防水工事など、健全な住宅環境を供給するための維持・修繕を行い、健康で文化的な公営住宅の整備に努めてまいります。また、既存住宅の環境整備といたしましては、住宅環境の改善・向上のため、共同で行う排水路整備に対して排水路整備事業等補助金を交付してまいります。

上・下水道では、上水道等により安全な水が供給されているまち、下水道により快適な生活 環境が整備されているまちを目指します。

まず、上水道の整備といたしましては、相川左岸地域施設改良事業として、引き続き第1水源地更新工事などの大型事業を進めてまいります。また、簡易水道施設の維持管理や水道施設配水管網の整備にも努めてまいります。

下水道事業の推進といたしましては、公共下水道認可区域内の管網整備など公共下水道事業の推進に取り組んでまいります。また、新年度では浄化センターの汚泥棟増設工事についても進めてまいります。あわせて、浄化センターの維持管理、農業集落排水処理施設の維持管理にも努めてまいります。

公共交通では、利用しやすい公共交通機関が確保されているまちを目指します。

鉄道輸送といたしましては、JR東海など関係機関に働きかけ、利用者の利便性の向上に努めてまいります。また、新年度は、より快適に駅を利用していただくことができるよう、駅南広場にベンチを設置するとともに、駅自由通路橋改修事業についても進めてまいります。

バス輸送の充実といたしましては、昨年度から巡回バスを新たな仕組みで運行しているところでありますが、今後も住民の方々にとって身近な交通手段となるよう努めてまいります。また、新年度では新たな取り組みとして、県立不破高等学校に通学する生徒を対象としたスクー

ルバス運行補助についても展開してまいります。

重要施策の第7は、「協働」であります。

地域活動を活発にし、多様な形態による住民参画の機会を設け、住民、NPO、事業者など と行政との協働を推進してまいります。また、積極的に広報広聴活動を行い、住民と行政がお 互いに情報を共有できる仕組みづくりに努めてまいります。

地域活動では、地域が活発なコミュニティー活動を展開するまちを目指し、活動の支援や活動環境の整備に努めてまいります。地域の特性を生かした活動の支援といたしましては、円滑な自治会運営促進のため、自治会活動に対する助成を行い、また地域活動環境の整備といたしましては、集会所等の改修事業を進めてまいります。

住民参画では、住民と行政が相互に連携している協働のまちを目指してまいります。

住民参画のための仕組みづくりといたしましては、自主自立した協働のまちづくりの実現に 向けて、各地区にまちづくり協議会が設置され、それぞれ活動を展開しております。

現在、垂井地区、府中地区、栗原地区においては、より住民主体のまちづくりを推進するため、従来の地区公民館を地区まちづくりセンターとし、地区まちづくり協議会の自主性を尊重しながら地域のニーズに応じた活動拠点施設として運営がなされているところであります。新年度におきましては、新たに宮代地区、表佐地区、岩手地区及び東地区においても、これまでの地区公民館が地区まちづくりセンターに転換され、町内全地区において地区まちづくり協議会の活動拠点として地区まちづくりセンターが運営されていくことになります。

町では、協働のまちづくりの推進に向け地区まちづくり協議会への支援を行うとともに、地 区まちづくりセンターの施設整備などにも取り組んでまいります。

また、本年度から地域の多様な課題の解決に向け、協議会や団体から提案を募集し、協働で解決に向けて取り組むことを趣旨として提案型協働事業を実施しておりますが、新年度におきましても新たな提案がなされることを期待し、補助金を増額し進めてまいります。

住民がまちづくりの主権者であるというまちづくり基本条例の基本理念に基づき、住民が参 画できる仕組みを推進し、引き続き協働のまちの実現に向けて取り組んでまいりますので、よ ろしくお願いをいたします。

広報・情報公開・公聴では、住民と行政が情報を共有できるまちを目指します。

情報提供の充実といたしましては、「広報たるい」と町ホームページにつきまして、昨年度 実施いたしました広報に関する町民アンケートにおいて、住民の方々からいただいた貴重な御 意見を参考とさせていただきながら、親しまれる広報紙の発行やホームページの充実に向けて 取り組んでいるところであります。今後、さらなる充実に努めてまいりますので、よろしくお 願いをいたします。

また、パブリックコメント、ワークショップなどの手法を引き続き活用し、広聴機能の充実 に努めてまいります。

重要施策の第8は、「行財政運営」であります。

複雑化、多様化する住民ニーズに対応するため、柔軟な行政運営を行い、限られた財源の中で効率的な財政運営に取り組んでまいります。

行政運営では、社会情勢やニーズの変化に柔軟に対応した行政運営が行われるまちを目指し、 総合計画を基軸としたPDCAサイクル、評価システムの運用に努めてまいります。

行政サービスの充実といたしましては、平成28年1月から交付開始となりました社会保障・税番号制度による個人番号カードの交付推進に取り組んでまいります。また、今後の新たな取り組みといたしましては、町税等の納入者の利便性の向上を図るため、平成30年度からのコンビニ収納事業の開始に向けて順次準備を進めてまいります。そのため、新年度では当該業務を実施していくために必要となるシステム改修等を行ってまいります。その他、戸籍システム及び住基ネットワークシステムの充実、広域行政窓口サービスの実施などにも引き続き取り組んでまいります。

次に、役場庁舎建てかえ等事業といたしましては、平成28年6月23日の第3回町議会臨時会におきまして議決をいただき、庁舎の移転先が文化会館南側、旧ショッピングプラザ・アミに決定いたしました。現在、新庁舎基本計画基本設計業務を進めているところでありますが、新年度ではこれに加えて新庁舎実施設計業務などを進めますとともに、あわせて現庁舎の跡地利用の検討につきましても引き続き取り組んでまいります。

また、公平・公正な固定資産税の賦課を実現するため、新年度においては航空写真撮影、デジタルオルソ画像作成業務なども進めてまいります。

その他、職員研修の実施により職員の育成に努めますとともに、住民情報等システム及びネットワークシステムの的確な運用により情報化の推進を図ってまいります。

財政運営では、健全な財政運営が行われるまちを目指し、限られた財源の中で最少の経費で最大の効果が得られるよう、緊急性や優先度を考慮しつつ、真に必要な施策・事業に対して重点的に財源を配分するよう努めてまいります。計画的・効率的な財政運営の推進では、引き続き、入札、契約の適正化、統一基準による地方公会計制度への対応などを進めてまいります。

自主財源の確保といたしましては、公平・公正な課税業務に向け、固定資産課税台帳整備業務などに取り組んでまいりますとともに、先ほども触れましたが、町税等のコンビニ収納事業の導入に向けて準備を進めてまいります。その他、本年度に引き続き土地開発基金で保有している土地の一部につきまして、一般会計への買い戻しなども行ってまいります。

財政運営につきましては、公平で適正な負担により財源の確保を図りながら、健全で持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

また、第5次総合計画の体系に基づかない事業といたしましては、平成30年度からのまちづくりを計画的に進めていくため、さまざまな計画の根幹となる第6次総合計画の策定業務を進めてまいります。あわせて空き家等対策の推進につきましては、本年度の空き家等実態調査の結果を踏まえ、空き家等対策計画の策定などの取り組みを進めてまいります。

その他、多くの方々にまちづくりを応援していただくとともに、自主財源の確保にもつなが

るようふるさと納税の推進にも取り組んでまいります。

以上が、平成29年度の予算の概要及び重点的に取り組む施策でございます。

全国的に人口減少、超高齢化社会が確実に進む中、人こそが町政のかなめであり、人づくりにこそまちづくりの基本があると改めて感じております。まちがより力強いまちになっていくためには、そこに住む人一人一人が、さらには地域が強くなっていくことが必要であります。

しかしながら、人づくりは一朝一夕でなし得ることではありません。しっかりと時間をかけ、 あらゆる分野で将来を担う人材を育んでまいりたいと考えております。本年4月から、各地区 公民館が全て地区まちづくりセンターへ転換してまいります。センターがまちづくりの活動拠 点となり、人材育成、地域の強化につながっていくことを期待しております。

本年度も住民主体の協働のまちづくりを町政運営の根幹に据え、今求められている幾多の課題に対し、職員と一丸となって全力で取り組んでまいる所存であります。引き続き、町民の皆様、並びに議員各位の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げ、新年度の町政に臨む私の施政方針といたします。

なお、議第13号から第22号までの平成29年度の予算の細部につきましては、それぞれ担当課 長に補足説明をさせますので、十分なる御審議の上、御賛同賜りますよう、重ねてお願いを申 し上げます。御清聴ありがとうございました。

〇議長(丹羽豊次君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

〇総務課長(早野博文君) ただいま上程されております議案のうち、平成29年度予算の関係から、私のほうから、議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算につきまして補足説明をさせていただきます。

あわせまして、お配りしてございます予算資料並びに予算の主要事業概要についてもお目通 しをいただければと、そのように思います。

それでは、議案書の1ページでございますが、お開きを願いたいと思います。

平成29年度垂井町一般会計予算につきましては、次に定めるところによるものでございます。 まず第1条でございますが、歳入歳出予算についてでございます。

第1項では、予算総額をそれぞれ91億4,000万円といたすものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、第1表の 歳入歳出予算によることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

主にこちらのほうで御説明を申し上げたいと思いますので、重ねてお願いをいたします。

まず、歳出でございますが、5ページをごらんいただきたいと思います。あわせまして、予 算資料では4ページもごらんいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず款1の議会費でございます。項1議会費9,840万8,000円の予算といたすものでございまして、主に議会に係ります運営経費でございますが、議員報酬等、対前年度比203万円の減額となっております。減額の主な内容につきましては、議員共済会の給付負担率引き下げと、一

昨年訪問いたしましたカナダ・カルガリーに係ります委託料等で減額となりました。

次に、款2の総務費でございます。項1総務管理費でございますが、対前年度比1億2,770万9,000円、15.7%の増額となっております。9億4,161万1,000円を計上いたしました。特にこの総務管理費関係につきましては、計上しておる範囲が広うございまして、特別職の報酬を初め、総務、企画調整課、そしてまた会計課職員等の人件費、加えて一般事務職の臨時職員賃金等もこの総務管理費で管理しておるところでございます。そのほか、庁舎、あるいは普通財産に関します維持管理、また電算管理に要する経費でもございます。加えまして、総合計画の推進、まちづくり関連、そしてまた各種統計調査、防災、並びに交通安全関連といいました数々の事業経費をも計上させていただいておるところでございます。

29年度の主なものといたしましては、町長の施政方針にもございました垂井駅から不破高までのスクールバス運行に必要な関連補助金といたしまして400万円を、新庁舎建設関連では、昨年度、債務負担賜りました基本計画・基本設計業務に3,780万円、また実施設計業務経費に8,000万円を計上いたしたところでございます。また、第5次総合計画の検証を踏まえまして、30年度からスタートいたします第6次総合計画策定に834万4,000円を計上いたしております。そのほかでは、自主財源確保を積極的に図る観点から、ふるさと納税に係ります管理業務に5,216万5,000円を、関連いたしましてコンビニエンスストアによります町税納付を実現する準備経費に378万円をお願いいたしたところでございます。庁舎建設基金におきましては、昨年度と同額の1億円の積み立てを計上したほか、防災行政無線関連では新庁舎移転に伴います移設等設計業務に700万円を計上いたしました。

次に、項2の徴税費でございますが、1億3,071万4,000円を見込んだところでございます。 対前年度費508万5,000円、4.0%の増額となっておりますが、30年度の固定資産評価がえに向けまして航空写真撮影に係ります業務に546万5,000円をお願いいたしております。

次に、項3の戸籍住民基本台帳費でございますが、住民基本台帳、戸籍等の管理及び諸証明発行に要します経費でございますが、3,906万1,000円を計上いたしております。対前年度比では88万1,000円、2.3%の増額となっております。個人番号カード発行に係ります対応等、人件費等で増額となった次第でございます。

次に、項4の選挙費でございますが、26万6,000円、参議院議員及び岐阜県知事選挙が終了いたしまして、29年度は予定されております選挙がないことから、選挙管理委員会経費のみの計上となりました。対年度比では2,162万2,000円、98.8%の減額でございます。

次に、項5の統計調査費でございますが、対前年度比9万9,000円の減額となっております。 主に就業構造基本調査、工業統計調査などに係ります経費に82万3,000円でございます。

次に、項6の監査委員費でございますが、58万9,000円の計上でございます。

以上、款 2 の総務費の合計でございますが、対前年度比で 1 億1, 190 万2, 000 円、11.2 % の増となり 11 億1, 306 万4, 000 円となったところでございます。全体の構成割合で申しますと、実に 12.1 % となっております。

次に、款3の民生費、項1の社会福祉費でございます。対前年度費3,883万8,000円、2.2%の増でございます。18億437万3,000円計上いたしました。増額の主な要因でございますが、医療給付費の増加等、そしてまた国民健康保険特別会計への繰出金で対前年度比2,173万3,000円の増額、そしてまた障がい者福祉サービス関係費、介護保険、後期高齢者医療特別会計操出金でいずれも増額となった次第でございます。

次に、項2の児童福祉費でございます。こちらにつきましては、保育園、こども園の管理、 及び児童手当、留守家庭児童教室に要します経費でございます。20億4,261万1,000円の予算計 上となりました。対前年度比32%の4億9,514万7,000円と大幅な増額でございます。主な内容、 理由でございますが、28年度に実施をいたしました関係業務等の完了に伴いまして、引き続き 岩手保育園の耐震補強工事、府中保育園の耐震補強実施設計業務関連に合計で8,070万9,000円 を計上いたしております。一方、垂井こども園の建築工事費等でございますが、6億6,010万 9,000円の計上をしたほか、開園用の備品購入費には584万円を予定したところでございます。

次に、項3の災害救助費でございますが、5,000円の計上でございます。前年度同額でございます。

以上、款3民生費の合計でございますが、対前年度比5億3,398万5,000円、16.1%増の38億4,698万9,000円となりました。全体に占める構成割合では、対前年度3.5%増の42.1%と大きくなったところでございます。

次に、款4の衛生費、項1の保健衛生費でございます。こちらは、公害対策を初め斎場の管理、保健センターの事業に要する経費でございますが、対前年度比1,867万3,000円、5.2%の減、3億3,798万3,000円を計上いたしました。減額となりましたのは、長寿命化計画の検討に伴いまして大垣衛生施設組合分賦金で減となったほか、合併浄化槽設置に対します補助金について、実績等を考慮し減額となったことが主な要因でございます。

次に、項2の清掃費、廃棄物の減量、ごみ収集、クリーンセンター及びエコパーク施設の維持管理に要する経費でございます。対前年度比で120万8,000円、0.3%の減額、4億4,428万8,000円を計上いたしました。クリーンセンターの焼却設備点検等で減額となる一方、じんかい収集車の購入、あるいはセンター延命化の工事請負費関連では増額となっております。

以上、款4衛生費の合計でございますが、対前年度比1,988万1,000円、2.5%の減で7億8,227万1,000円となったところでございます。

次に、款5の労働費、項1の労働諸費でございます。対前年度比780万6,000円、39.6%の減額、1,190万4,000円となっております。こちらにつきましては、勤労青少年ホームの空冷式チラーユニット工事完了に伴いまして減額となっておりますが、新たに同施設に係ります指定管理料を計上させていただいておるところでございます。

続きまして、款 6 農林水産業費、6 ページに移っていただきたいと思いますが、項 1 の農業費でございます。農業振興に要する経費でございますが、3 億737万2,000円、対前年度比26.3%、1 億971万1,000円の減額となっております。市之尾地内におきます北部幹線農道の測

量業務等が完了したことで減額となっておりますが、引き続き栗原地区の圃場整備事業に対します補助金に4,360万円計上いたしております。

次に、項2の林業費でございます。林業の振興に要する経費でございますが、6,283万4,000 円、対前年度比291万8,000円の増額でございます。引き続き、林道明神線の開設あるいは舗装 工事関連に5,350万円計上をお願いした次第でございます。よろしくお願いをいたします。

以上、款 6 の農林水産業費の合計でございますが、対前年度比 1 億679万3,000円、22.4%の減で、3 億7,020万6,000円となったところでございます。

次に、款7の商工費でございます。商業、工業、観光等に要する経費でございますが、1億610万1,000円を計上いたしました。対前年度比93万円、0.9%の減となっております。離山工場用地に係ります県道横断施設設計業務の完了、そしてまた県工事負担金で減額となりましたが、今年度も引き続きプレミアム商品券発行関連に900万円を計上いたしたほか、居住環境の向上、移住・定住の促進及び地域の活性化を図る観点から、住宅リフォーム促進事業を一部見直しいたしまして1,200万円を計上いたしております。

続きまして、款8の土木費、項1の土木管理費でございます。5,981万6,000円でございます。 こちらにつきましては、建設課の管理・工務係の職員の人件費、それから道路台帳等更新に要 します管理的経費、及び29年度は土地の境界を明確にいたします地籍調査業務に367万3,000円 を追加計上いたしております。

次に、項2の道路橋りょう費でございます。対前年度比6,491万3,000円、17.6%の減額でございます。道路、橋梁の維持改良に要する経費でございますが3億415万7,000円の計上でございます。減額となりましたのは道路新設改良費でございますが、一方では道路橋りょう維持費では新桜橋歩道橋の上部工、そしてまた表佐にございます一色橋工事ほかの工事に合計で1億5,300万円を計上いたしておるところでございます。

次に、項3の河川費でございます。河川の維持管理に要する経費でございますが、903万6,000円、対前年度比74万3,000円の増となっております。

次に、項4の都市計画費でございますが、こちらにつきましては、朝倉運動公園並びに児童公園、駅周辺施設の管理に要する経費でございます。5億4,907万5,000円、対前年度比で1,358万6,000円の減額となっております。朝倉町民プールの塗装工事、それから相川児童公園敷地の購入費等で減額となっておるところでございます。それから、築22年経過をいたしました垂井駅舎でございますが、自由通路橋の屋根等の傷みが激しく、関連いたします改修経費について2カ年に及ぶ債務負担をお願いいたし、29年度につきましては3,200万円の計上をしておるところでございます。

次に、項5の住宅費でございます。町営住宅の維持管理に要する経費でございますが、2,699万2,000円、対前年度比477万6,000円の減額でございます。こちらにつきましては、野庵住宅の電気温水器の取りかえ、そしてまた空き室の修繕工事等が完了いたしましたことから減額となっております。一方、永長住宅の屋根防水工事、そして駒引住宅解体工事に合わせて

540万円の計上をさせていただいております。

以上、款8の土木費の合計でございますが、対前年度比8,351万2,000円、8.1%の減で、9億4,907万6,000円と相なっております。占める構成の割合では、1.6%減となって10.4%となっておるところでございます。

続きまして、款9の消防費でございます。 4億1,222万4,000円、対前年度比47万9,000円の 0.1%の減となっております。減額につきましては、今年度推進してまいりました表佐分団車庫建設工事等の影響で若干減額となっておりますが、一方では、不破消防組合に対します分担金で、高機能消防指令センター装置ほかの保守点検料等で大きく増額となりまして、対前年度費で申しますと1,155万3,000円の増、3億4,742万7,000円を計上したところでございます。

続きまして、款10の教育費でございます。項1の教育総務費でございますが、1億801万1,000円の計上でございます。対前年度比1,339万3,000円の増額でございます。こちらにつきましては、教育委員の報酬、あるいは学校教育課職員等の人件費に係ります経費が主なものでございます。特別支援教育、幼児教育指導員の配置等、拡充を図ったほか、特色ある学校づくり事業への支援等で増額となったところでございます。

続きまして、項2の小学校費でございます。2億2,781万5,000円の計上であります。対前年度比4,040万2,000円、21.6%の増額でございます。主なものにつきましては、土地開発基金からの買い戻しでございますけれども、宮代小駐車場用地の購入に2,081万円、それから府中小体育館の耐震工事等に4,291万6,000円の計上をいたしたところでございます。

次に、項3の中学校費でございます。7,763万8,000円、前年度と比較いたしまして1,573万2,000円の減になっております。4年ごとに改訂をされます教師用の指導書等、関係経費で1,450万円減額になりました。よろしくお願いをいたします。

続きまして、項4の幼稚園費でございますが、対前年度比1,175万5,000円、14%増額の9,576万7,000円を計上させていただきました。主なものにつきましては、職員によります人件費による増額でございます。

次に、項5の社会教育費でございますが、対前年度比1億2,776万6,000円、53.6%増額の3億6,633万3,000円の計上でございます。中でも、公民館費につきましては、今議会でも条例改正もお願いをいたしておりますとおり、各地区公民館が地区まちづくりセンターへ移行する運びから大きく減額となる一方、文化財保護費におきましては、垂井曳軕の軕蔵及び車輪の修理事業に対します補助金に718万3,000円を計上いたしておるところでございます。また、重要文化財でございます朝倉真禅院の保存修理事業には、継続して1,250万円の措置をいたしました。文化会館費では、施設設備の老朽化が著しいことから、空調設備の改修工事に1億4,440万円の計上、またタルイピアセンターの学習室の空調改修、そしてまた屋上防水工事等、合わせまして1,530万円の計上をいたしておるところでございます。

次に、項6の保健体育費でございますが1億3,393万6,000円、対前年度比602万2,000円、 4.3%の減額でございます。主な減額の内容につきましては、給食センターにおけます精米充 填機、そして食器消毒保管庫の取りかえ等が完了したことによるものでございます。

以上、款10教育費の合計でございますが、対前年度比1億7,156万2,000円、20.5%の増、10億950万円となったところでございます。占める構成割合につきましては、1.2%増の11%と相なっております。

続きまして、7ページに入りますが、款11災害復旧費でございます。項1の農林水産施設災害復旧費1万1,000円、項2公共土木施設災害復旧費1万2,000円、項3の文教施設災害復旧費1万円、項4のその他公共施設災害復旧費1万5,000円、これらはいずれも前年と同額でございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、款12の公債費でございます。 4 億1,020万5,000円を計上いたしております。対前年度比3,601万8,000円、8.1%の減となっております。いずれも元利償還金の減によるものでございます。

続きまして、款13の諸支出金、項1普通財産取得費でございます。こちらも前年度同額の 4,000円をお願いいたしました。

次に、款14予備費でございます。3,000万円の計上でございます。こちらも前年度と同額で ございますので、よろしくお願いいたします。

以上、歳出の総額、対前年度比5億6,000万円、6.5%増額の91億4,000万円を計上いたした ところでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、2ページにお戻りをいただきたいと思います。歳入の説明に入らせていただきたいと 思いますが、予算資料につきましては3ページでございます。

款1町税、項1町民税でございます。対前年度比1,530万1,000円、1.0%の減、14億9,845万8,000円を計上いたしました。内訳につきましては、個人町民税で対前年度比1,375万4,000円、1.1%増の12億6,371万9,000円を見込んだところでございますが、一方、法人町民税で対前年度費2,905万5,000円、11%の減、2億3,473万9,000円と、先行き不透明な景気の影響により減額としたところでございます。

次に、項2の固定資産税でございます。対前年度比6,670万1,000円、3.7%の増、18億9,003万5,000円を計上いたしました。依然、土地につきましては下落傾向にあるものの、新たな企業の進出などによりまして、家屋、償却資産では増額を見込んだところでございます。なお、内訳につきましては、土地につきましては0.5%減の6億8,859万円、家屋では5.8%増の7億3,370万2,000円、償却資産につきましては7.4%増の4億5,211万1,000円としたところでございます。

次に、項3の軽自動車税でございます。対前年度比138万2,000円、1.9%の増で7,428万8,000円の計上でございます。税制改正等によりまして、重課対象車両の増加を見込み増額となりました。

続きまして、項4町たばこ税でございます。対前年度比122万8,000円、0.7%減の1億6,405万8,000円を計上いたしております。たび重なります増税と、健康志向の高まりなどにより減

額となりました。

次に、款2の地方譲与税から款10交通安全対策特別交付金までにつきましては、国・県の予算の範囲内で、また一定の基準に基づきまして交付額が算定されることから、主に示されました伸び率等を参考にそれぞれ試算計上いたしております。よろしくお願いをいたします。

款2の地方譲与税、項1の地方揮発油譲与税でございます。対前年度比500万円、20.8%増 の2,900万円。

それから、項2の自動車重量譲与税、こちらは対前年度比300万円、5.1%増の6,200万円を 計上。

続きまして、款3の利子割交付金でございます。対前年度比100万円、18.2%減の450万円の 計上でございます。

次に、款4配当割交付金でございます。こちらは対前年度比1,200万円、48%減の1,300万円を計上でございます。

続きまして、款 5 株式等譲渡所得割交付金でございます。対前年度費210万円、23.3%減の690万円の計上でございます。

次に、款6地方消費税交付金でございます。前年度比1,500万円、3.4%増の4億5,800万円の計上でございます。

款7自動車取得税交付金でございます。前年度比600万円、42.9%増の2,000万円でございます。

続きまして、款8地方特例交付金でございます。予算書の3ページでございますが、対前年度比100万円、5.6%増の1,900万円の計上でございます。住宅借入金等特別税額控除によります住民税の減収分を補填するための交付金でございます。

続きまして、款9の地方交付税でございます。対前年度比3,000万円、2.4%増の12億8,000万円の計上をいたしております。こちらにつきましては、いわゆる地方公共団体間の財政の調整及び地方公共団体の標準的水準を維持するための財源保障として配分されるものでございます。基準財政需要額と基準財政収入額の差により算出されるところでございますが、今回の算定に当たりましては、国の地方財政計画等では地方税が増収となる一方で、法人町民税の減少等の影響によりまして基準財政収入額への影響により増額の見込みとなったものでございます。

続きまして、款10交通安全対策特別交付金でございます。対前年度比50万円、14.3%減の300万円をお願いいたしております。

続きまして、款11分担金及び負担金、項2の負担金でございます。前年度比905万4,000円、 5.4%減の1億5,953万4,000円の計上でございます。要因につきましては、民生費負担金で園 児数等減少による保育料の減額でございます。

款12の使用料及び手数料、項1の使用料でございます。対前年度比342万9,000円、3%の減、1億1,226万7,000円の計上でございます。民生使用料の留守家庭児童教室の児童数減少によります減が主な要因でございます。

次に、項2の手数料でございます。対前年度比716万9,000円、7.4%の増、1億450万4,000円の計上でございます。粗大ごみ残渣処理に係ります衛生手数料等で増額となっております。

続きまして、款13国庫支出金、項1国庫負担金でございます。対前年度比1,302万3,000円、 2.4%増の5億5,098万3,000円でございます。国民健康保険の基盤安定負担金、そしてまた障 害者自立支援給付費等負担金で増額となりました。

続きまして、項2の国庫補助金でございます。対前年度比5,575万円、33.3%減の1億1,149万6,000円の計上でございます。府中小体育館耐震工事に係ります教育費国庫補助金で増額となりましたが、一方、民生費国庫補助金の臨時福祉給付金で主に減額となったところでございます。

続きまして、項3の委託金でございます。対前年度比12万1,000円、2.9%の減で411万円の 計上でございます。

次に、款14県支出金、項1県負担金でございます。対前年度比1,218万3,000円、4.3%増の 2億9,842万円の計上でございます。主な要因につきましては、地籍調査事業の土木費負担金 で増額となっております。

続きまして、項2の県補助金でございます。対前年度比3,626万1,000円、11.5%減の2億8,021万円の計上でございます。主な減の要因でございますけれども、農林水産業費関係で機構集積協力金交付事業費補助金で2,168万2,000円、そしてまた元気な農業産地構造改革支援事業関連で1,293万6,000円とそれぞれ大きく減額となったところによるものでございます。

次に、項3の委託金でございます。対前年度比1,716万3,000円、26.3%の減、4,818万8,000円の計上でございます。主な減の要因でございますけれども、総務費委託金で28年度に執行いたしました参議院選挙、そしてまた県知事選挙委託金で大きく減額となったものでございます。次に、款15の財産収入でございます。4ページに移りますが、項1の財産運用収入でございます。対前年度比60万3,000円、15.7%の減でございます。322万7,000円の計上をいたしました。基金利子等の減でございます。

続きまして、項2の財産売払収入でございますが、対前年度比1,335万8,000円、62.6%の減、797万9,000円を計上いたしました。不動産売払収入による減額でございます。

次に、款16の寄附金でございます。対前年度比7,960万円増額の8,092万2,000円の計上でございます。主に一般寄附金のふるさと納税関係で大幅な増額を見込みました。

次に、款17の繰入金、項1特別会計繰入金でございます。2,000円の計上でございます。後期高齢者医療、そしてまた介護保険の特別会計、それぞれの繰入金を見込んだものでございます。

続きまして、項2の基金繰入金でございます。対前年度費4,995万1,000円、13.1%増の4億3,008万6,000円を計上いたしました。財政調整基金繰入金につきましては、5,000万円増額の3億8,000万円を、減債基金繰入金につきましては、前年度同額の5,000万円の繰り入れを予定いたしたところでございます。

次に、款18の繰越金でございます。前年度同額の2億円の計上をいたしました。

次に、款19諸収入、項1延滞金、加算金及び過料でございます。前年度同額の200万円の計上でございます。

項2の町預金利子は1,000円の計上でございます。

項3貸付金元利収入でございます。前年度同額の25万円の計上をいたしております。住宅新 築資金等貸付金滞納繰越分を見込んだ次第でございます。

次に、項5の雑入でございます。対前年度比714万1,000円、11.8%の減で5,358万2,000円を 計上いたしました。主な減の要因につきましては、集会所改修に伴います地元工事負担金等で 減額となっております。

続きまして、款20の町債でございます。対前年度比 4 億4,500万円、61.4%増の11億7,000万円の計上でございます。内訳につきましては、総務債で地方交付税に100%裏打ちのございます臨時財政対策債で 4 億5,000円の計上、民生債では垂井こども園、岩手保育園の整備に要します財源に児童福祉施設債で 5 億5,500万円を、そのほか、土木債では駅自由通路橋改修事業ほかに 1 億3,900万円を計上いたしております。教育債では、府中小体育館耐震事業に 2,600万円の起債を見込んだ次第であります。よろしくお願いをいたします。

以上、歳入合計といたしまして、歳出ともども91億4,000万円、対前年度比5億6,000万円、 6.5%の増ということで、歳入歳出で均衡を図った次第でございます。何とぞよろしくお願い いたします。

以上が、第1表に係ります説明でございましたが、10ページ以降に事項別明細書がずっとついておりますが、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

それでは、お手数をおかけいたしますが、もう一度議案書の1ページにお戻りをいただきたいと思います。

第2条でございます。地方自治法第214条の規定によります債務を負担することができる事項、あるいは期間及び限度額につきまして、8ページにございます第2表で規定を定めておるところでございます。

8ページをごらんになっていただきたいと思いますが、垂井町土地開発公社が離山周辺工場 用地開発事業資金を借り入れた際の金融機関に対する債務保証の事項でございます。それから、 駅自由通路橋改修事業に関する事項でございます。いずれも期間、限度額につきましては、そ れぞれごらんの第2表のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。 次に、再度1ページに戻りますが、第3条の地方債でございます。

こちらにつきましては、9ページの3表をごらんになっていただきたいと思いますが、先ほども歳入のところで御説明を申し上げたところでございますとおり、平成29年度も財源の確保を図る観点から臨時財政対策債を初め合計で11億7,000万円の借り入れを予定いたしております。表にございます起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をそれぞれこの表に掲げておりますので、後ほどお目通しをお願いしたいと存じます。

続きまして、また1ページでございますが、第4条でございます。一時借入金についてでございますが、借り入れの最高額を5億円と定めるものでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、第5条では歳出予算の流用でございますが、歳出予算の各項経費の金額を流用することができる場合といたしまして、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に 過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ができるということ で、これを規定、定めておるものでございますのでよろしくお願いをいたします。

そのほか、予算書の後ろのほうのページでございますけれども、給与費明細書ということで、134ページから137ページにわたりまして明細書を添付し調製させていただいております。それから、あわせて債務負担行為に関します調書につきましては138ページに添付をさせていただいております。

そしてまた、地方債現在高の見込みに関する調書につきましては139ページに添付をさせていただいておるところでございますが、この表の中にございます28年度末の現在高の見込み額の数字でございますけれども、後の日程で出てまいります第4の予定の平成28年度の一般会計補正予算(第5号)にも同じ調書がつけてございます。補正予算にございます調書中にある28年度末現在高の見込み額とに、実は1,000単位での差異が生じておるところでございます。今申し上げております29年度予算の調書では、29年度末における起債残高ベースを主体に見込み額の合計額等を作成いたしております。一方、28年度の後に出てまいります補正予算の調書では、年度中におきます起債の補正の増減でございますが、それらを計算しながら作成いたしておるところでございます。それぞれ同じ調書といえども、その作成に当たりましては表記上の役割に一定の目的等々がございまして、四捨五入等々の関係で端数を調整させていただくなど、合計箇所においてずれが生ずる場合もございます。したがいまして、今後におきまして端数調整にずれが生ずる場合等を考慮いたしまして、この139ページの表中の欄外に何らかの注意書きを加えるなど、わかりやすさに努めてまいりたいと、そのように配慮してまいる所存でございますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長(丹羽豊次君) しばらく休憩いたします。再開は11時05分といたします。

午前10時46分 休憩 午前11時05分 再開

〇議長(丹羽豊次君) 再開いたします。

休憩前に引き続き補足説明を求めます。

住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長(竹中敏明君) 私からは、住民課が所管いたします2つの特別会計につきまして補

足説明をさせていただきます。

初めに、議第14号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計予算についてでございます。 青色の表紙でございます。1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億7,000万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の4ページをお願いいたします。それとあわせまして、予算資料は5ページでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費の2,764万9,000円でございます。従事する職員の人件費や資格 得喪及び給付事務など、事業運営に係る経費を計上しております。また、平成30年度からの国 保の制度改革に伴い、岐阜県国民健康保険団体連合会との情報連携に伴う自庁システムを改修 するための経費や、制度改正に対応する高額療養費システムの導入経費を計上しております。 前年度比較は173万円の増額でございます。

次に、項2 徴税費223万円でございます。国民健康保険税の徴収に係ります経費を計上して おります。前年度と比較しまして2万3,000円の減額でございます。

次に、項3の運営協議会費5万1,000円でございます。国民健康保険の運営につきまして、 重要な事項を審議する協議会の開催に係る経費でございます。前年度と同額を計上しておりま す。

続きまして、款 2 保険給付費、項 1 療養諸費の19億2,100万4,000円でございます。現物給付の療養給付費と償還払いとされる療養費で、医療における保険者負担分等でございます。直近の実績を参考に算出しておりますが、前年度比較は1,774万1,000円の減額としております。ここ数年、医療の高度化等による医療費の増加傾向といった状況にありました療養給付費や療養費でありますが、被保険者数の減少や医薬価改定等の影響から医療費全体では横ばいもしくは微減といった医療費を想定した予算額を計上しております。

次に、項2の高額療養費2億9,560万1,000円でございます。前年度比較は4,373万円の増額 としております。これは被保険者に高齢者の割合がふえたことにより、高額な医療費がかかる 疾病がふえてきているといった状況にあることから、増額を想定した予算額を計上しておりま す。

次に、項3の移送費2,000円でございますが、前年度と同額の予算額を計上し、科目設定を させていただきました。

次に、項4の出産育児諸費840万5,000円でございます。出産育児一時金を支給する費用でございまして、前年度と比較しまして420万2,000円の減額でございます。実績を踏まえて減額とした予算額を計上しております。

次に、項5の葬祭諸費225万円でございます。葬祭費を支給する費用でございまして、前年 度と同額の予算額を計上しております。

続きまして、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等の3億8,503万4,000円でご

ざいます。これは、後期高齢者医療制度の医療費を医療保険者が拠出する支援金で、社会保険 診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして1,100万円の減額でご ざいます。これにつきましては、平成29年度から拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策の 対象を拡大し軽減されるといった動きから、減額とした予算額を計上しております。

続きまして、款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等の133万円でございます。 これは、前期高齢者の医療費を賄うための財政調整制度における納付金で、医療保険者が社会 保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして92万円の増額でご ざいます。これにつきましては、拠出金負担が重い保険者への負担軽減対策から、反面、増額 とした予算額を計上しております。

続きまして、款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金の2万1,000円でございます。前年度と同額を計上しております。これは、老人保健医療の財源としての拠出金で、社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。平成21年度以降は過年度精算に係る費用でございます。

続きまして、款6介護納付金、項1介護納付金の1億3,900万円でございます。これは、介護保険の第2号被保険者、40歳から64歳の方の介護保険料を社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。前年度と比較しまして300万円の減額となっております。高齢化の進展による介護給付費の増加に伴い、介護納付金総額は増加が見込まれるものの、市町村国保では40歳から64歳の第2号被保険者の減少幅が大きいため、頭割りで負担する市町村国保の介護納付金は減少する構造となっております。

続きまして、款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金の7億4,993万6,000円でございます。これは、岐阜県国民健康保険団体連合会が行う高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業に対しての拠出金でございます。高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るために、各市町村国保の拠出金を財源として費用負担を調整するものでございます。27年度に保険財政共同安定化事業が改正され、30万円から80万円未満の対象医療費の範囲が1円から80万円未満へと拡大されております。これにより27年度以降は大きな予算額となっております。前年度と比較しまして898万2,000円の増額となっております。

続きまして、款8保健事業費、項1保健事業費の204万8,000円でございます。被保険者の健康増進等の事業で、医療費通知等に係ります経費でございます。前年度と比較しまして9万9,000円の減額でございます。

次に、項2特定健康診査等事業費の1,784万7,000円でございます。これは、特定健康診査及び特定保健指導に要する経費でございます。前年度と比較しまして57万9,000円の減額でございます。実績を踏まえまして、減額とした予算額を計上しております。

続きまして、款9基金積立金、項1基金積立金の17万7,000円でございます。これは、基金の利子分を計上したものでございます。

続きまして、款10公債費、項1公債費の12万8,000円でございます。一時借入金に係ります

利子分を前年度と同額で予算計上させていただきました。

続きまして、款11諸支出金、項1 償還金及び還付加算金の135万1,000円でございます。これは、国民健康保険税の還付金でございます。前年度と比較して5万円の減額でございます。

続きまして、款12予備費、項1予備費につきましては、収支の均衡を図るため1,593万6,000 円を予算計上させていただきました。前年度と比較しまして135万2,000円の増額でございます。 以上、歳出合計が35億7,000万円で、前年度比較2,000万円、0.6%の増額とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いいたします。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税の6億2,890万円でございます。前年度と比較しまして3,170万円の減額でございます。これは、被保険者数の減少傾向にあること、また低所得者に係る国民健康保険税の軽減の拡充に伴い、減少するものと考えているところでございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料の22万円でございます。これは、国民健康 保険税に係ります督促手数料で、前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款3国庫支出金、項1国庫負担金の5億3,957万9,000円でございます。これは、 療養給付費等負担金、高額医療費共同事業負担金、特定健康診査等負担金でございます。前年 度と比較しまして141万1,000円の減額でございます。

次に、項2国庫補助金の1億4,674万6,000円でございます。これは、調整交付金でございます。前年度と比較しまして33万7,000円の減額でございます。

続きまして、款4療養給付費交付金、項1療養給付費交付金の5,168万8,000円でございます。 これは、退職被保険者等の医療費に充てるために、被用者保険の保険者が社会保険診療報酬支 払基金に納付した拠出金から交付されるものでございます。前年度と比較しまして1,994万 5,000円の減額でございます。また、この交付金は平成26年度末で退職者医療制度が廃止され、 以降、退職者被保険者の新規適用がなくなったことから、交付額が減少していくものでござい ます。

続きまして、款 5 前期高齢者交付金、項 1 前期高齢者交付金の 9 億8,400万円でございます。 これは、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費を賄うために財政調整制度により医療保 険者が社会保険診療報酬支払基金に納付した拠出金から交付されるものでございます。前年度 と比較しまして3,000万円の増額でございます。

続きまして、款6県支出金、項1県補助金の1億5,324万3,000円でございます。これは名称が変更されておりますが、国庫負担金減額措置対策費補助金、それと県財政調整交付金でございます。前年度と比較しまして9万4,000円の減額でございます。

次に、項2県負担金の1,782万円でございます。これは、高額医療費共同事業負担金と特定 健康診査等負担金でございます。前年度と比較しまして21万3,000円の減額でございます。 続きまして、款7共同事業交付金、項1共同事業交付金の7億2,053万9,000円でございます。 前年度と比較しまして866万6,000円の増額でございます。これは、岐阜県国民健康保険団体連 合会が行う高額医療共同事業と保険財政共同安定化事業により、各市町村国保の拠出金を財源 として交付されるものでございます。27年度の対象医療の範囲の改正から、歳出と同様、大き な予算額となっております。

続きまして、款8財産収入、項1財産運用収入の17万7,000円でございます。これは、国民 健康保険基金の利子分を予算計上しております。

続きまして、款 9 繰入金、項 1 他会計繰入金の 1 億7,821万7,000円でございます。これは、一般会計からの繰入金でございます。法定分としまして、国民健康保険税の軽減分を補填する保険基盤安定の繰入金、職員給与費等の経費に係る繰入金、出産育児一時金等に係る町負担分の繰入金、財政安定化支援事業に係る繰入金でございます。また、法定外分といたしまして、福祉医療などの福祉施策による医療費の波及増相当額についてのその他一般会計繰入金でございます。前年度と比較しまして2,173万3,000円の増額でございます。

次に、項2基金繰入金の1億3,000万円でございます。これは歳出予算の執行に伴い財源の 不足が見込まれることから、国民健康保険基金を取り崩し財源とするものでございます。

続きまして、款10繰越金、項1繰越金の1,661万3,000円でございます。前年度と比較いたしまして1億1,642万8,000円の減額でございます。大きく減額となりましたのは、医療費の実績が増加傾向にあり、28年度において繰越金を活用し保険税の増加抑制を図っております。これを受けて、28年度の収支を見込み繰越金を予算計上したものでございます。

続きまして、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料、項2の町預金利子、項3の雑入につきましてはごらんのとおりでございますが、雑入では、第三者行為の求償額等225万3,000円を予算計上しております。

以上、歳入の合計は35億7,000万円でございます。

次に、1ページをお願いいたします。

第2条の一時借入金でございますが、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。 次に、予算書の6ページからでございますが、歳入歳出予算事項別明細書が、また23ページ からは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が、議第14号 平成29年度垂井町国民健康保険特別会計予算の補足説明でございます。 続きまして、議第21号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせて いただきます。

紫色の表紙でございます。1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額はそれぞれ3億3,200万円と定めるものでございます。

それでは、予算の概要につきまして、歳出から説明をさせていただきます。

第1表、歳入歳出予算の3ページをお願いいたします。それとあわせまして、予算資料は9ページでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費の865万8,000円でございます。これは、従事する職員の人件費が主なものでございます。人事異動に伴い、前年度と比較しまして198万4,000円の増額でございます。

次に、項2徴収費の96万7,000円でございます。これは、保険料の徴収に係ります経費を計上しております。前年度と比較しまして4万4,000円の増額でございます。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金の3億1,033万8,000円でございます。これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合へ納付するもので、保険料等負担金、事務費負担金、健康診査等に係ります保健事業費負担金でございます。前年度と比較しまして608万5,000円の増額でございます。保険料率の引き上げや、保険基盤安定制度の拡充などから保険料等負担金を増額とした予算を計上しております。

続きまして、款3保健事業費、項1健康保持増進事業費の1,066万円でございます。前年度 と比較しまして320万円の減額でございます。これは、後期高齢者の健康診査、すこやか健診 やさわやか口腔健診に係ります経費でございます。実績を踏まえて減額とした予算額を計上し ております。

続きまして、款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金の22万円でございます。これは、保 険料の還付金でございまして、前年度と同額の予算計上をさせていただきました。

次に、項2繰出金の1,000円でございますが、科目の設定をお願いするものでございます。

続きまして、款5予備費、項1予備費でございますが、収支の均衡を図るために115万6,000 円を予算計上させていただきました。前年度と比較しまして8万7,000円の増額でございます。 以上、歳出の合計が3億3,200万円で、前年度比較500万円、1.5%の増額とするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

2ページをお願いします。

款1後期高齢者医療保険料、項1後期高齢者医療保険料の2億3,960万円でございます。これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合に負担すべき保険料を予算計上しております。前年度と比較しまして390万円の増額でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料、項1手数料の5万1,000円でございますが、保険料に係ります督促手数料で、前年度と同額を予算計上させていただきました。

続きまして、款3後期高齢者医療広域連合支出金、項1委託金の1,045万円でございます。 これは、岐阜県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございまして、すこやか健診等に係り ます保健事業費委託金と、保険料の還付に係ります償還金及び還付加算金委託金でございます。 前年度と比較しまして363万円の減額でございます。

続きまして、款4繰入金、項1一般会計繰入金の8,074万円でございます。これは、一般会計から繰り入れるものでございまして、職員給与費等の経費に係る事務費繰入金、保険料の軽減分で保険基盤安定制度としての保険基盤安定繰入金、保健事業費に係る町負担分の保健事業

費繰入金でございます。前年度と比較しまして464万3,000円の増額でございます。

続きまして、款 5 繰越金、項 1 繰越金の115万6,000円でございます。これは、前年度の繰越金でございます。前年度と比較しまして8万7,000円の増額でございます。

続きまして、款 6 諸収入、項 1 の延滞金、加算金及び過料、項 2 の預金利子、項 3 の雑入につきましては、それぞれ1,000円ずつの科目設定をお願いするものでございます。

以上、歳入の合計は3億3,200万円でございます。

次に、予算書の4ページからでございますが、歳入歳出予算事項別明細書が、また10ページ からは給与費明細書が添付されておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上が議第21号 平成29年度垂井町後期高齢者医療特別会計予算の補足説明でございます。

以上、住民課所管に係ります2つの特別会計の補足説明とさせていただきます。よろしく御 審議賜りますようお願いをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

〇上下水道課長(町田正博君) それでは、私からは、上下水道課が所管いたします3つの特別 会計及び企業会計について補足説明をさせていただきます。

初めに、議第15号 平成29年度垂井町簡易水道特別会計予算でございます。

ピンク色の表紙でございます。議案書1ページをごらんください。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4,940万円と定めるもので、前年比270万円 の増額でございます。

では、歳出から説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。予算資料につきましては、6ページでございます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費1,844万7,000円、前年度比135万9,000円の増額で、人件費、電気設備等の保安業務や水道事業経営戦略策定支援業務委託料、事務的経費などを計上しております。

款2事業費、項1事業費2,720万7,000円、前年比206万5,000円の増額となり、北部と栗原の2つの簡易水道施設の維持管理に関する経費を計上しております。

次に、款4予備費、項1予備費でございますが、374万5,000円を計上いたしました。

款5災害復旧費、項1水道施設災害復旧費は1,000円でございます。

続きまして、歳入、2ページをお開きください。

款1分担金及び負担金、項1負担金526万1,000円、前年比100万円の増額となり、新規の給水加入金、分水工事負担金などを見込みました。

款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料は3,772万5,000円、前年比26万9,000円の減額で、前年 実績に基づき算出した水道使用料を見込んでおります。

項2手数料ですが、2万3,000円で督促手数料などでございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入1万1,000円、前年比で9,000円の減額で、基金の利

子収入でございます。

次に、款4繰入金、項1他会計繰入金27万8,000円で、水道事業経営戦略策定に伴う繰入金で、一般会計の款4衛生費、項1保健衛生費から繰り入れるものでございます。

次に、款 5 繰越金、項 1 繰越金は、前年度繰越金610万円、前年比170万円の増額を見込んで ございます。

次に、款 6 諸収入、項 1 町預金利子及び項 2 の雑入ですが、それぞれ1,000円を計上いたしました。

また、4ページから事項別明細書、12ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、 後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、議第15号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第16号 平成29年度垂井町公共下水道事業特別会計予算でございます。

水色の表紙で、議案書、1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億8,900万円と定めるもので、前年比1 億3,800万円の減額でございます。

では、3ページ、歳出から説明させていただきます。予算資料は6ページをごらんください。 款1公共下水道費、項1公共下水道費8億335万1,000円、前年比1億3,826万8,000円の減額 でございます。公共下水道整備につきましては、主に垂井地区と東地区の面整備、主要管路の 開削を、一部推進工による下水管布設整備を実施する予定でございます。また、前年度の面整 備に伴う舗装復旧工事、府中地区での平板測量や地質調査、そのほか浄化センターの汚泥棟の 増設や維持管理に要する経費など計上してございます。

続きまして、款3公債費、項1公債費3億8,475万3,000円でございます。前年比41万3,000円の減額、これは平成28年度までの借り入れに対します元利償還金でございます。

款4予備費、項1予備費は89万6,000円を計上いたしております。

続きまして、歳入、2ページでございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金1,302万8,000円、前年比3,666万8,000円の減額です。平成28年度に面整備を行いました東、垂井地区など下水道事業受益者負担金を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料1億9,756万7,000円、前年比422万8,000円の増額で、約3,600世帯分の下水道使用料を見込んでございます。

次に、項2手数料ですが、18万5,000円で、公認業者登録手数料及び督促手数料を計上いた しております。

款3国庫支出金、項1国庫補助金は2億1,840万円、前年比6,460万円の減額でございます。 公共下水道事業に係ります補助対象分の国からの補助金、50%分を受け入れるものでございま す。

款4県支出金、項1県補助金、前年同額の1,000円を計上しております。

款6繰入金、項1他会計繰入金4億2,531万円、前年比513万8,000円の減額で、一般会計か

らの繰入金を計上しております。

款7繰越金、項1繰越金は、前年度繰越金1,500万円を見込んでございます。

款8諸収入、項1預金利子につきましては1,000円を計上し、項2雑入につきましては1,000万8,000円、これは消費税還付金等を見込んでございます。

款9町債、項1町債3億950万円、前年比3,040万円の減額で、下水道事業債を計上してございます。国庫補助金の対象事業分につきましては90%、町単の事業分につきましては95%の起債を起こすものでございます。

以上、歳入歳出それぞれ11億8,900万円といたすものでございます。

それでは、議案書1ページにお戻りください。

第2条では、債務負担行為につきまして、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為ができる事項、期間及び限度額を4ページの第2表でお示ししてございます。浄化センターの汚泥棟の増設を2カ年で行うもので、限度額は4億7,690万円といたすものでございます。

第3条では、地方債につきまして、地方自治法第230条第1項の規定により、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を5ページの第3表でお示ししております。起債の目的といたしましては、歳出で一部説明させていただきました公共下水道整備事業でございます。

5ページですが、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

第4条では、一時借入金について、地方自治法第235条の3第2項により、最高額を5億 5,000万円と定めるものでございます。

また、6ページから事項別明細書を、15ページ以降に給与費明細書、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上、議第16号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第17号 平成29年度垂井町農業集落排水事業特別会計でございます。

オレンジ色の表紙で、議案書1ページでございます。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,100万円と定めるもので、前年と同額で ございます。

農業集落排水事業につきましては、梅谷にあります北部第一と伊吹にあります農業集落排水 処理施設の維持管理に要する経費を計上しております。

では、3ページの歳出から説明させていただきます。

予算資料は7ページをごらんください。

款1総務費、項1総務管理費は前年と同額で4万2,000円でございます。

款2管理費、項1維持管理費に2,282万7,000円、前年比24万2,000円の減額でございます。 2つの施設の維持管理に要する経費を計上してございます。

款4公債費、項1公債費746万6,000円、前年と同額でございます。伊吹農業集落排水処理施

設の建設時に借り入れをいたしております建設資金の償還金でございます。

款5予備費、項1予備費は66万5,000円で計上してございます。

次に、2ページの歳入を説明させていただきます。

款1分担金及び負担金、項1負担金は前年と同額の3,000円。

款2使用料及び手数料、項1使用料で1,093万6,000円、前年比28万6,000円の減で、2つの 農業集落排水事業の処理世帯約160世帯分の使用料でございます。

項2手数料1,000円は、督促手数料を見込んでございます。

款3財産収入、項1財産運用収入は1,000円を見込んでございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金は1,875万7,000円で、前年比29万8,000円の増額、一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款5繰越金、項1繰越金は、前年と同額130万円を計上させていただきました。

款 6 諸収入、項 1 預金利子及び項 2 雑入はそれぞれ1,000円を見込み、雑入では消費税の還付金を計上してございます。

なお、4ページから事項別明細書、10ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付 しておりますので、後ほどお目通しを願います。

以上、議第17号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算でございます。

黄色の表紙、議案書1ページをごらんください。

第2条では、業務の予定量を明記しております。給水件数8,870件、年間総配水量は341万6,000立方メートル、主要な建設改良事業といたしまして、施設改良事業では下水道事業や老朽化に伴う配水管布設工事などでございます。また、相川左岸地域施設改良事業では、継続事業で実施しております第1水源地更新工事、相川左岸低区配水池築造(第1期)工事などでございます。

第3条では、収益的収入及び支出の予定額を定めております。

収入予定額でございますが、款 1 水道事業収益といたしまして 4 億1,077万1,000円で、前年 比642万6,000円の増額でございます。

内訳といたしまして、項1営業収益では、水道料金など3億3,623万円、前年比202万1,000円の減額、第2項営業外収益は7,454万1,000円、前年比440万5,000円の増額でございます。消費税還付金や長期前受金戻入などを見込みました。

次に、支出予定額でございますが、款 1 水道事業費用といたしまして 4 億156万2,000円、前年比1,921万7,000円の減額でございます。

内訳といたしまして、項1営業費用では、人件費を含む維持管理費が3億5,415万9,000円、前年比2,052万9,000円の増額でございます。項2営業外費用といたしましては、企業債償還利息など4,377万7,000円で、前年比441万2,000円の増額でございます。項4予備費といたしまして、362万6,000円を計上いたしました。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出でございます。

款1資本的収入といたしまして5億6,458万9,000円、前年比7,770万円の増額でございます。 内訳では、項1加入金では、新規給水加入金として498万9,000円、項2工事負担金では、公 道分工事負担金として600万円、項3他会計負担金では、公共下水道事業に伴います布設替工 事負担金などで4,460万円、項4企業債では5億900万円を計上いたしました。

次に、2ページで、款1資本的支出といたしまして7億9,743万8,000円、前年比6,214万6,000円の増額でございます。

内訳では、項1建設改良費では、相川左岸地域施設改良事業といたしまして第1水源地更新工事、相川左岸低区配水池築造(第1期)工事、相川左岸低区送・配水管布設工事、また公共下水道事業に伴います配水管布設替工事、既設配水管の布設替などで7億3,385万6,000円、項2企業債償還金で6,358万1,000円、項4返還金では1,000円を計上いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億3,284万9,000円は、過年度分損 益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第5条では企業債でございます。

起債の目的といたしまして、相川左岸地域施設改良事業、限度額5億900万円、起債の方法 は証書借り入れ及び証券発行、利率5%以内、償還の方法につきましては借入先の融資条件に よるものでございます。

次に、第6条、一時借入金の限度額を1,000万円と定めるものでございます。

第7条では、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費を 3,027万1,000円と定めるものでございます。

第8条では、棚卸資産の購入限度額を1,354万9,000円と定めるものでございます。

なお、15ページ以降にキャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、貸借対照表、損益計算書などを添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思います。 以上、上下水道課所管に係ります特別会計、企業会計につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

〇健康福祉課長(片岡兼男君) 私のほうからは、健康福祉課所管に係ります議第18号、第19号、 第20号の3件の補足説明をさせていただきます。

最初に、議第18号 平成29年度不破郡介護認定審査会特別会計予算ですが、緑色の表紙でございます。

では、1ページをごらん願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,250万円と定めるもので、前年度と比較いたしまして19万円の増加でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、まずは3ページをごらん願います。あわせまして、予算資料は7ページでございます。

初めに、款1認定審査費、項1認定審査費でございます。1,241万9,000円ですが、こちらは認定審査委員報酬及び職員の人件費などを計上しております。前年度と比較いたしまして20万5,000円の増加です。

次に、款2予備費、項1予備費ですが、8万1,000円を計上いたしましたが、こちらは前年度と比較いたしまして1万5,000円の減少でございます。

以上が歳出です。

続きまして、歳入ですが、2ページをごらん願います。

初めに、款1分担金及び負担金、項1負担金の406万2,000円ですが、当審査会につきましては関ケ原町と共同で設置し、運営を行っておりますので、ここで関ケ原町の負担分を計上いたしました。前年度と比較いたしまして2万4,000円の減額です。なお、負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして、平等割分30%と人口割分70%と定めまして、65歳以上の方の人口比率により関ケ原分を計上しております。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金の843万6,000円ですが、これは垂井町の負担分で、一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。前年度と比較いたしまして21万4,000円の増額です。

次に、款4繰越金、項1繰越金の前年度繰越金ですが、1,000円を計上いたしました。

次に、款5諸収入、項1町預金利子は1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

なお、8ページ以降に給与費明細書をつけておりますので、お目通しをよろしくお願いいた します。

以上が議第18号 平成29年度不破郡介護認定審査会特別会計予算でございます。

続きまして、議第19号 平成29年度垂井町介護保険特別会計予算でございますが、こちらは 濃いピンク色の表紙でございます。

では、1ページをごらん願います。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ23億4,800万円と定めるもので、前年度と比較いたしまして3,850万円、1.7%の増加でございます。

次に、第2条では、一時借入金の借入最高額を5,000万円と定めております。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、4ページをごらん願います。あわせまして、予算資料の8ページもごらん願いたいと存じます。

初めに、款1総務費、項1総務管理費の2,722万4,000円ですが、前年度と比較いたしまして 158万5,000円の増額です。こちらは、介護保険特別会計を管理する諸経費で、職員の人件費及 び事務費などですが、増額の理由は、介護保険制度改正に伴いますシステム改修業務委託料が 増加したためでございます。

次に、項2徴収費の110万9,000円ですが、こちらは納付書の印刷や郵送料を計上しております。前年度と比較いたしまして10万6,000円の減額です。

次に、項3認定審査費の1,026万6,000円ですが、こちらは主治医意見書作成等手数料や介護 認定調査委託料などを計上しております。前年度に比較いたしまして7万7,000円の増額です。

次に、款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費の20億5,730万円ですが、こちらは、居宅介護サービス、施設介護サービスなどに係ります給付費を計上しております。前年度に比較いたしまして2,040万円の増額です。これは、高齢化の進展により高齢者が増加、また介護認定者の増加に伴い給付費負担金が増加したものでございます。

次に、項2介護予防サービス等諸費の3,125万円ですが、こちらは、要支援の方に対する介護予防給付費を計上しております。平成29年度からの介護保険制度改正に伴い、要支援の方の介護予防訪問介護サービスと通所介護サービスが地域支援事業に変更になりましたので、前年度と比較いたしまして2,208万円の減額となっております。

次に、項3サービス給付費諸費の174万円ですが、こちらは、国保連合会への審査支払手数料を計上しております。前年度と比較いたしまして22万円の減額です。

次に、項4高額介護サービス等費の3,840万円ですが、こちらは、同じ月に利用した介護サービス費が高額となった場合、上限額を超えた分を支給するというものですが、前年度に比較いたしまして680万円の増額でございます。

次に、項5特定入所者介護サービス等費の9,310万円ですが、こちらは、施設サービスを利用した場合、サービス費用の自己負担のほかに、居住費、食費等が自己負担となるわけですが、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、住居費や食費につきまして、負担限度額を超えた分の給付を行うものでございます。前年度に比較いたしまして380万円の増額です。

次に、項6高額医療合算介護サービス等費の550万円ですが、こちらは、介護保険と医療保険の両方の利用負担が高額となった場合、年間の自己負担額を換算して、限度額を超えた分について給付するものです。前年度と比較いたしまして60万円の増額でございます。

次に、款3財政安定化基金拠出金、項1財政安定化基金拠出金の1,000円ですが、こちらは 県への拠出金でございます。

次に、款4地域支援事業費ですが、平成29年度からの介護保険制度の改正に伴い、科目等の 再編を行っております。

初めに、項1一般介護予防事業費ですが、現行の介護予防事業費の名称を一般介護予防事業費に変更しております。 1 次予防事業と 2 次予防事業を一本化するとともに、従来、一般会計で実施していましたいきがい・やすらぎ事業を当科目に移行しております。こちらは、介護が必要とならないよう介護予防を目的とした事業を行う経費でございます。今回、717万7,000円を計上し、前年度に比べ263万1,000円の増額となっております。

次に、項2包括的支援事業・任意事業費の601万3,000円ですが、こちらは従前と同様の権利 擁護事業や包括的、継続的ケアマネジメント及び任意事業費などの経費を計上しておりますが、 従来、当科目で計上しておりました寝たきり老人介護者助成金の基準が変更となり、当該事業 が一般会計に移行しましたので、前年度に比べ322万4,000円の減額となっております。

次に、項3介護予防・生活支援サービス事業費ですが、今回の制度改正に伴い新しく起こした科目でございます。要支援の方の介護予防、訪問型サービスと通所型サービスが介護予防サービス給付事業から地域支援事業に変更となったものと、基本チェックリストによる事業対象者の方のための介護予防ケアマネジメント委託料を計上いたしましたので、合わせて2,832万5,000円を計上いたしました。

次に、款5基金積立金、項1基金積立金の1万2,000円ですが、こちらは介護保険基金利子 分です。

次に、款6予備費、項1予備費は3,003万1,000円を計上いたしました。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金は1,055万1,000円を計上いたしました。

次に、款7諸支出金、項2繰出金の1,000円ですが、こちらは過年度分の繰入金の精算をするため、一般会計に繰り出すための科目設定でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入ですが、2ページをごらん願います。

初めに、款1保険料、項1介護保険料の5億1,744万1,000円ですが、こちらは第1号被保険者の介護保険料でございます。前年度に比較いたしまして757万円の増額でございます。

次に、款3使用料及び手数料、項2手数料の3万6,000円は前年度と同額ですが、こちらは 督促手数料を計上しております。

次に、款4国庫支出金、項1国庫負担金の3億9,560万4,000円ですが、こちらは介護給付費 国庫負担金で、国の負担割合といたしまして居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%を国が 負担するもので、前年度に比較いたしまして228万5,000円の増額でございます。

次に、項2国庫補助金の7,837万1,000円ですが、こちらは調整交付金といたしまして、介護給付費総額の3%や地域支援事業に係ります交付金を計上しております。前年度と比較いたしまして708万9,000円の増額です。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金の6億3,358万3,000円ですが、こちらは第2被保険者の保険料に当たる部分で、介護給付費総額の28%と地域支援事業費の28%分を計上しております。前年度と比較いたしまして1,127万1,000円の増額です。

次に、款6県支出金、項1県負担金の3億2,826万6,000円ですが、こちらは介護給付費県負担金で、県の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%を計上しております。前年度と比較いたしまして73万6,000円の増額です。

次に、項2財政安定化基金支出金の1,000円は前年度と同額です。

次に、項3県補助金の561万2,000円ですが、こちらは、地域支援事業費の県交付金といたし

まして、介護予防で12.5%、包括的支援・任意事業で19.5%を計上しております。前年度と比較いたしまして324万1,000円の増額です。

次に、項4委託金の1,000円は前年度と同額でございます。

続きまして、款7財産収入、項1財産運用収入の1万2,000円ですが、こちらは基金の利子を計上しております。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金の3億1,940万5,000円ですが、こちらは、介護給付費繰入金として、介護給付費の12.5%分の町負担分と、その他事務費等繰入金などを計上しております。前年度と比較いたしまして577万7,000円の増額でございます。

次に、項2基金繰入金は1,000円を計上させていただきました。

次に、款10繰越金、項1繰越金の前年度繰越金は6,374万8,000円を計上いたしました。

次に、款11諸収入、項1延滞金、加算金及び過料の2,000円と、項2の預金利子1,000円をそれぞれ計上いたしました。

次に、項3雑入の591万5,000円ですが、こちらは介護予防サービス計画に係る収入でございます。前年度と比較いたしまして25万1,000円の増額でございます。

次に、款12町債、項1財政安定化基金貸付金に1,000円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

なお、22ページ以降に給与明細書をつけておりますので、お目通しをよろしくお願いしたい と思います。

以上が議第19号 平成29年度垂井町介護保険特別会計予算でございます。

続きまして、議第20号 平成29年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございますが、こちらは肌色の表紙でございます。

では、1ページをごらん願います。

第1条で歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ107万円と定めるもので、前年度と同額でございます。

それでは、第1表の歳入歳出予算で説明をさせていただきます。

初めに、歳出ですが、3ページをごらん願います。あわせまして、予算資料は9ページの上 段でございます。

初めに、款1認定審査費、項1認定審査費の107万円ですが、こちらは認定審査委員の報酬 と事務費を計上しております。前年度と同額でございます。

次に、歳入でございますが、2ページをごらん願います。

初めに、款1分担金及び負担金、項1負担金の27万1,000円ですが、当審査会につきましては関ケ原町と共同で設置し運営を行っておりますので、ここで関ケ原町の負担分を計上いたしました。前年度と比較いたしまして8万8,000円の減額でございます。負担割合につきましては、支出見込み額に対しまして平等割分30%と人口割分70%と定めまして、支出見込み額に対しまして障害者手帳所持者の割合で関ケ原町分を計上しております。

続きまして、款3の繰入金、項1他会計繰入金の59万円ですが、こちらは垂井町の負担分で、 一般会計から繰り入れをお願いするものでございます。前年と比較いたしまして9万1,000円 の減額でございます。

続きまして、款4繰越金、項1繰越金の20万9,000円ですが、こちらは前年度の繰越金でございます。

以上が議第20号 平成29年度不破郡障害者総合支援認定審査会特別会計予算でございます。

以上、健康福祉課所管に係ります議第18号、第19号、第20号の3件に係ります平成29年度当初予算につきましての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(丹羽豊次君) これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第13号 平成29年度垂井町一般会計予算から議第22号 平成29年度垂井町水道事業会計予算は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は、12人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置 し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、垂井町議会委員会条例第6条第4項の規定により、議長を除く全議員12名を指名いたしたいが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました議長を除く全議員12名の諸君を 予算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

しばらく休憩いたします。

午後 0 時09分 休憩

午後 0 時10分 再開

O議長(丹羽豊次君) 再開いたします。

休憩中に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に中村ひとみ君、副委員長に後藤省治君が互 選されましたので、報告いたしておきます。

しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午後 0 時10分 休憩

日程第3 議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正について

議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び 垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について

議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につい て

議第6号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正について

議第8号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改 正について

議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正について

議第11号 町道路線の認定について

議第12号 指定管理者の指定について

○議長(丹羽豊次君) 日程第3、議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてから 議第12号 指定管理者の指定についてまでを一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) それでは、議第1号から議第12号までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正につきましては、中央公民館を除く全ての地区公民館が地区まちづくりセンターとなることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正と、議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正につきましては、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第6号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、消費税率の引き上げ延期に伴い、 所要の改正を行うものであります。

議第8号 垂井町町営住宅条例の一部改正につきましては、駒引町営住宅1戸の廃止に伴い、 所要の改正を行うものであります。

議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましては、建築基準法第68条の2第1項の規定により、地区計画の区域内における建築物に関する制限をするため、所要の改正を行うものであります。

議第10号 垂井町立幼稚園条例の一部改正につきましては、府中保育園において、府中幼稚園との合同保育を行うため、所要の改正を行うものであります。

議第11号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道4路線 を認定するものであります。

議第12号 指定管理者の指定につきましては、垂井町勤労青少年ホームの管理を行わせる指 定管理者について指定するものであります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛 同賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) それでは、総務課の所管に係ります議第1号、それから議第3号及び議第4号について補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第1号 垂井町個人情報保護条例の一部改正についてでございます。

議案書並びに改正条例の新旧対照表につきましては、1ページと2ページをごらんになって いただきたいと思います。

今回の条例改正につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が公布されまして、特定個人情報の提供制限についての例外事項の追加や、情報提供ネットワークシステムの使用に関する規定についての準用規定が追加されるなど、平成29年5月30日から施行となることから、関連いたします規定について所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、条文の中身について御説明をさせていただきます。

垂井町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条でございますが、定義規定でございます。

第5号では、情報提供等の記録について定義しておるところでございますが、今回の法律の 改正によりまして、条例で定める独自利用事務の情報提供ネットワークシステムを使用した情 報連携に関する規定の整備として、新たに法第26条にて準用規定が追加されたことから、当該 定義規定に準用に関する文言を追加させていただいたものでございます。

そしてまた、新たに法第26条が追加され、26条以降が1条ずつ繰り下げとなりますことから、条例の第21条の2第1項第1号の規定において準用しております法「第28条」を「第29条」へ改めさせていただくものでございます。

また、第24条においても、先ほどの条例第2条の改正と同様に、準用に関する文言を追加させていただくことに加えまして、今回の法改正の中で特定個人情報の提供制限についての例外事項が追加されまして、法定の情報連携に加えまして条例で定める独自利用事務等の情報連携が新たに定められたことから、自己情報の利用停止を決定した場合の通知先として関連いたします文言を追加させていただくものでございます。

附則といたしまして、施行期日を平成29年5月30日に定めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議第3号 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について補足説明 をさせていただきます。

新旧対照表につきましては、9ページでございます。よろしくお願いをいたします。

今回の改正につきましては、児童福祉法の改正によりまして、養子縁組里親の定義づけがな されたことなどに伴いまして、所要の改正をいたすものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。議案書をごらんいただきたいと思います。

垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)に関する規定の第1項と第2項中で ございますが、このたび児童福祉法の第6条の4が改正され、養子縁組里親が定義づけされた ことなどに伴いまして、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親である職員 に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している 者」を「養子縁組里親である職員に委託されている児童」に改めをさせていただくものでござ います。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議第4号 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について補足説明 をさせていただきます。

新旧対照表は11ページでございます。よろしくお願いをいたします。

本件につきましても、先ほどの勤務時間、休暇等に関する条例と同様に、児童福祉法の改正

に伴いまして所要の改正をいたすものでございます。

それでは、条文について御説明をさせていただきます。

垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の2中、育児休業法第2条第1項の条例で定めるものの規定について、こちらも児童福祉法第6条の4の改正によりまして、養子縁組里親の定義づけなどによりまして「第6条の4第2項」を「第6条の4第1号」に、「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、そしてまた「里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」を「養子縁組里親」に改めをさせていただくものでございます。

附則といたしまして、この条例は、同様に平成29年4月1日から施行いたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしく お願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 企画調整課長 栗本純治君。

〔企画調整課長 栗本純治君登壇〕

〇企画調整課長(栗本純治君) 私のほうからは、議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの 設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正に ついて、企画調整課より第1条について補足説明をさせていただきます。

あわせて新旧対照表の3ページから5ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、各地区公民館のセンター化に向けて各地区でそれぞれ勉強会、アンケート調査など、さまざまな協議を重ねていただいたところでございます。また、地区まちづくり協議会と町長との懇談を通じまして、センター化に向けて進めていくという確認をいたしたところでございます。また、町より各公民館で説明会等を開催し、それぞれ協議を重ねてまいりました結果、今年4月より公民館よりセンター化へ移行する運びとなりました。

それに伴いまして、第1条では、垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する 条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正箇所といたしまして第2条の表を次のように改めるというものでございます。まず、垂井町垂井地区まちづくりセンターの次に、名称、垂井町東地区まちづくりセンター、位置といたしましては垂井町綾戸901番地の1、事業の主たる対象区域といたしましては東小学校の通学区域と、また次に名称、垂井町宮代地区まちづくりセンター、位置といたしましては垂井町宮代664番地の4、事業の主たる対象区域といたしましては宮代小学校の通学区域と、次に名称、垂井町表佐地区まちづくりセンター、位置といたしましては垂井町表佐1723番地の1、事業の主たる対象区域といたしましては表佐小学校の通学区域をそれぞれ追加するものでございます。

また、垂井町府中地区まちづくりセンターの次に、名称、垂井町岩手地区まちづくりセンター、位置といたしまして垂井町岩手608番地の2、事業の主たる対象区域といたしましては岩

手小学校の通学区域を追加するものでございます。

続きまして、それぞれ地区まちづくりセンターの施設使用料についてでございますが、新た に部屋ごと、また時間ごとに使用料を定めるものでございます。

附則といたしまして、第1条第1項では、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。また、第2項につきましては、施行前に公民館使用許可を交付されたものにつきましては、平成29年4月1日、施行日に垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例の規定によりまして交付されたものの手続の移行とみなすものでございます。

以上、簡単でございますが補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお 願い申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 生涯学習課長 衣斐修君。

〔生涯学習課長 衣斐修君登壇〕

○生涯学習課長(衣斐 修君) 私からは、生涯学習課所管の2点、議第2号 垂井町地区まちづくりセンターの設置及び管理等に関する条例及び垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についてのうちの第2条、垂井町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、及び議第12号 指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。まず、議第2号の一部改正につきましては、新旧対照表5ページから9ページもあわせてごらんください。

今回の改正は、先に説明のありました中央公民館を除く全ての公民館が地区まちづくりセンターになることに伴い、所要の改正を行うものです。また、この改正にあわせまして地方自治法第244条の2第1項に基づき、公の施設の設置及びその管理に関し、使用許可の制限、損害賠償などについての条項を定め、条例の整備を行うものです。

まず題名ですが、公民館施設が中央公民館1館のみとなることから、これまでの総称的な条例名でなく、個別施設としての条例名に改めるもので、垂井町立中央公民館の設置及び管理等に関する条例とするものです。

第1条、目的については、垂井町立公民館を垂井町立中央公民館とし、(以下「公民館」という。)の条文を追加するものです。

第2条、設置については、表形式で5つの公民館が列記されていたものを垂井町1543番地の 3に、区域を町の全区域とするものです。

第3条では、連絡等に当たる公民館を使用の許可等について変更するもの、第4条第1項では職員について、第4条第2項及び第3項の非常勤職員及び任期についての条文の削除、第6条を第7条とし、第6条において損害賠償の条文を追加しております。

また、別表で宮代公民館、表佐公民館、東公民館及び岩手公民館の項を削り、備考の「各公民館の」を削るものです。

なお、附則におきまして、先ほど説明がありましたが、施行期日を平成29年4月1日に、経 過措置をそれぞれ規定するものでございます。 続きまして、議第12号 指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

垂井町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定に基づき、平成29年2月17日付で特定非営利活動法人Let'sたるい理事長 興慈善より、垂井町勤労青少年ホームに対し、指定管理者の申請が提出されました。

指定管理者となる特定非営利活動法人Let'sたるいは、たるいチャレンジクラブLet'sとして平成15年4月に設立し、平成25年2月にLet'sたるいとして法人登記がなされ、特定非営利活動法人として活動をしております。

事業といたしましては、垂井町におきますスポーツ・文化活動の振興を図り、健全な心身の保持増進を目的として展開しており、現在、活動拠点として勤労青少年ホームに常置をしております。当該施設の管理におきましても、安定した行政サービスの提供と事業効果等が期待できることから選定といたしました。

指定の期間は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの3年間といたしました。

よって、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。 〇議長(丹羽豊次君) 産業課長 髙橋伸行君。

〔産業課長 髙橋伸行君登壇〕

○産業課長(高橋伸行君) 私のほうからは、議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に 関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

本案は、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化をよりよく果たせるようにするために農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員選出方法の見直しや農地利用最適化推進委員の新設が行われたことを踏まえて、新体制の農業委員会のさらなる取り組み強化に向け、委員及び推進委員の年額報酬を増額、追加するものでございます。

それでは、本文に入らせていただきますが、あわせてお配りしております新旧対照表11ページから12ページをごらんいただきたいと存じます。

垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条は、報酬の支給の範囲並びに額でございます。

今回の法改正で新たに農地利用最適化推進委員が制度化されたことに伴い、第11号にて農業 委員と農地利用最適化推進委員を明文化するものでございます。

額につきましては、別表第8号にて、会長の報酬を年額13万6,000円から18万円に、農業委員の報酬を年額10万円から15万円に改め、農地利用最適化推進委員の報酬を年額15万円とする旨を加えるものでございます。

第4条は、実費弁償の額を規定するものでございますが、法律の改正に伴い整理するもので、 第7号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「農地」を「農地等」に、「耕作者その他 の関係人」を「農業者その他の関係者」に改めるものでございます。 附則第1項につきましては、本条例の施行日を平成29年4月1日とするものでございます。 附則第2項は、経過措置でございます。現在の委員が任期満了の日までは、改正前の規定を 有効とするものでございます。

以上、議第5号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 税務課長 木下誠司君。

〔税務課長 木下誠司君登壇〕

○税務課長(木下誠司君) 税務課の所管に係ります議第6号 垂井町税賦課徴収条例等の一部 改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正の主なものとしましては、法人住民税の法人税割の税率の改正と、軽自動車税制 の改正を行うものであります。

それでは、改正の内容について説明させていただきます。

議案とあわせまして、新旧対照表の13ページ以後をごらんください。なお、改正条文は4条 立てとなっております。

第1条は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

第36条の2第1項ただし書きの改正規定につきましては、特定非営利活動促進法の一部改正 に伴います文言の整備であります。

次に、制定附則の改正であります。

附則第6条の6の2第1項の改正規定につきましては、個人の町民税の住宅借入金等特別税 額控除の適用期限を2年延長するものであります。

附則第15条第1項の改正規定につきましては、表中の文言の整備を図るものであり、同条第2項から第4項までの改正規定につきましては、軽自動車税の経過税率、いわゆるグリーン化特例を1年延長しますとともに、表中の文言の整備を図るものであります。

続きまして、第2条は第1条と同じく垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

第19条の改正規定につきましては、第81条の6第1項で新たに規定します軽自動車税の環境性能割の申告納付を加えるものであります。

第34条の4の改正規定につきましては、法人町民税の法人税割の税率を「100分の6.0」に改めるものであります。

第80条の改正規定につきましては、軽自動車税に新たに環境性能割を創設し、3輪以上の軽 自動車の取得者に賦課する旨規定しますとともに、現行の軽自動車税を種別割に名称を変更し、 これらに伴う所要の文言の整備を図るものであります。

第80条の2につきましては、これを削り、改めて第81条の2で規定するものであります。

第81条の改正規定につきましては、軽自動車税のみなす課税を規定するもので、3輪以上の 軽自動車等の取得者及び軽自動車等の所有者のみなし規定につきまして、第1項から第4項に おいて定めております。

次に、第81条の次に8条を加える改正規定であります。

第81条の2におきましては、日本赤十字社に係ります軽自動車税の非課税の範囲を規定して おります。

第81条の3から第81条の8までにつきましては、環境性能割の創設に関し所要の規定を定めるものであります。

第81条の3におきましては、環境性能割の課税標準について、その算定方法を定めております。

第81条の4におきましては、環境性能割の税率につきまして、環境性能に応じましてそれぞれ1%から3%の税率を定めております。

第81条の5及び第81条の6におきましては、環境性能割の徴収の方法及び納付につきまして、 申告納付とする旨定めております。

第81条の7におきましては、環境性能割に係ります不申告等に関する過料について規定して おります。

第81条の8におきましては、環境性能割の減免について規定しております。

また、第81条の9におきましては、種別割に係ります課税免除について規定しております。 続きまして、第82条から第91条までの改正規定であります。

新旧対照表では、22ページから29ページまでとなりますが、これらの改正規定につきましては、先ほど申し上げました現行の軽自動車税の名称を変更することに伴い、「軽自動車税」という文言を「種別割」に改めますほか、号細分に符号を付すなど所要の文言の整備を図るものであります。

次に、制定附則の改正であります。

新旧対照表の29ページとなります。

附則第14条の次に5条を加える改正規定であります。ここでは軽自動車税の環境性能割に係ります特例措置を定めております。

附則第14条の2におきましては、環境性能割の賦課徴収について、当分の間、県が行うものといたしております。

附則第14条の3におきましては、環境性能割の減免につきまして、当分の間、自動車税の減免に相当するものとしております。

附則第14条の4におきましては、環境性能割の申告納付の提出先につきまして、当分の間、 県知事とする旨定めております。

附則第14条の5におきましては、環境性能割の賦課徴収を県が行うに当たりまして、町はその徴収取扱費を県に交付する旨定めております。

附則第14条の6におきましては、環境性能割の税率の適用につきまして、先ほど1%から3%と申し上げましたが、当分の間、軽減する旨定めております。

附則第15条の改正規定につきましては、第1項で種別割の文言を加えますとともに、種別割の経過税率の規定であります同条第2項から第4項までの規定を削るものであります。

続きまして、第3条は平成26年に制定されました垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

改正附則第5条の改正規定につきましては、現行の軽自動車税を種別割に名称変更すること に伴い、文言を整備しますとともに、第82条の改正に伴い、表の整理を行ったものであります。 最後に、第4条は平成27年に制定されました垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の 一部を改正するものであります。

改正附則第6条第7項の改正規定につきましては、第81条の6第1項で新たに規定します軽 自動車税の環境性能割の申告納付を加えるものであります。

次に、この改正条例の附則であります。

第1条で施行期日を平成29年4月1日といたしております。ただし、本則第1条中、制定附 則第6条の6の2第1項の改正規定の施行期日は公布の日、本則第2条から第4条までの規定 及び次条及び第4条の規定の施行期日は平成31年10月1日といたしております。

第2条では、町民税に関する経過措置を定めております。改正後の法人税割の税率の規定につきましては、平成31年10月1日以後に開始します事業年度分の法人の町民税につきまして適用する旨定めております。

第3条及び第4条では、軽自動車税に関します経過措置を定めております。

第3条では、改正後の軽自動車税の経過税率の規定は、平成29年度分の軽自動車税について 適用する旨定めております。

第4条第1項では、軽自動車税の環境性能割に関する規定につきましては、平成31年10月1日以後に取得されたものについて適用する旨、同条第2項では、軽自動車税の種別割に関する規定につきましては、平成32年度以後の年度分について適用する旨定めております。

以上、議第6号の補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長(丹羽豊次君) 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

〇健康福祉課長(片岡兼男君) 私のほうからは、健康福祉課所管でございます議第7号 垂井 町介護保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正は、介護保険料におきまして低所得者の方に係ります軽減措置の継続について、 改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の説明に入らせていただきますが、お配りしてございます新旧対照表は 36ページでございます。

改正の内容は、第2条第2項中の「平成28年度」を「平成29年度」に改めるというものです。 これは第1号被保険者のうち、特に所得の少ない方、つまり第1段階に該当する方の保険料を、 保険料基準額に対する割合が通常0.5のところを0.45に軽減した保険料、つまり年額2万8,080円ですが、この軽減する期間を平成27年度から平成28年度と定めていたものを、今回、平成29年度も同様の割合で引き続き軽減を実施することに改めるというものでございます。

当該保険料の軽減措置につきましては、平成27年4月の保険料改正当時に消費税率10%への引き上げが平成29年4月から実施されることを前提に、平成28年度までの措置としていましたが、消費税率10%への引き上げが平成31年10月に延期されたことに伴い、現行の保険料の軽減についてはそのまま継続することと決定がなされたということから、このような改正をお願いするというものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行させていただくものです。

以上が、議第7号 垂井町介護保険条例の一部改正についてでございます。よろしく御審議 賜りますようお願い申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

〇建設課長(山口哲司君) 私からは、建設課所管に関します議案3件、議第8号、議第9号、 議第11号の補足説明をさせていただきます。

まず初めに、議第8号 垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

配付資料、新旧対照表につきましては36ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正の要旨は、駒引町営住宅のうち、入居者退去に伴い、住宅を用途廃止し、普通財産として管理戸数を1戸減するものでございます。

駒引町営住宅につきましては、かねてから用途廃止の上、譲渡処分、または取り壊しをする 方針で進めてまいっているところでございます。

それでは、条文の説明をさせていただきます。

改正規定の第3条は設置についての規定でございまして、第1項の表、駒引町営住宅の項中「14戸」を「13戸」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行させていただくものでございます。

以上、垂井町町営住宅条例の一部改正についての補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正に至りました経緯について、少し述べさせていただきます。

現在、取り組みを進めております府中離山での工業団地開発事業につきましては、市街化調整区域内での開発行為となるため、都市計画法の規定により地区計画を策定することが必要とされております。

しかしながら、これまで土砂災害特別警戒区域の解除並びに農振除外の手続について難航しておりましたが、県、関係機関との協議を重ねる中でおおむねそのめどがついてまいりました

ので、地区計画の都市計画決定に向け、現在手続を進めているところでございます。

具体的には、これまで計画原案の縦覧、県との事前協議、計画案の縦覧、町都市計画審議会への諮問・答申を行っており、今後、県知事の同意を得て都市計画決定を行っていく予定でございます。

さて、今回の改正は、府中離山工業団地地区地区計画区内において、建築制限を設けることにより当該地区の地区整備計画の遵守を担保し、地区計画の目標である良好な産業集積地の形成を図っていくものの所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきます。

お配りしております新旧対照表37ページと、その次のページの大垣都市計画地区計画決定 (垂井町決定)の資料をあわせてごらんいただきたいと思います。

まず別表第1に、当該地区の地区整備計画区域内を加えるものでございます。

具体的には、配付資料の4ページの計画図をごらんいただきたいと思います。この計画図の 赤色の線で囲まれている区域、これが当該地区の適用区域でございます。

続いて、別表第2、当該地区の地区整備計画区域内における建築物の用途の制限を加えるものでございます。これも資料5ページに記載の建築物基準法、別表第2(を)項に掲げる建築物、いわゆる工業専用地域内に建築してはならない建築物でございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から3カ月以内に施行することといたします。

以上、議第9号 垂井町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議第11号 町道路線の認定についてでございます。

町道路線認定調書につきましては、次のページからでございますので、あわせてごらんいた だきたいと思います。

今回の町道路線認定は4路線でございます。

まず初めに、路線番号2121、路線名、宮代121号線でございます。起点は垂井町宮代字一本 杉3212番1地先、終点につきましては、垂井町表佐字仲街道161番1地先でございまして、県 道養老垂井線から東進し、神明屋都市下水路沿いを北進し、ヨシヅヤスーパー・センター垂井、 郷鉄工所の間を東進し、町道垂井表佐線へつなぐ道路でございます。道路延長といたしまして 650メートル、幅員につきましては9メートルでございます。内訳といたしまして、車道部分 につきましては7メートル、歩道部につきましては2メートルの道路を新設改良するものでご ざいます。これにつきましては、新年度、平成29年度に測量設計業務並びに用地買収に当たり まして、今回の路線認定をお願いするものでございます。

続きまして、次の3路線につきましては、宅地開発による新設された私道を垂井町私道寄附 採納要綱に基づき寄附を受けたものでございます。

それでは、路線番号5179、路線名、府中95号線でございます。起点は垂井町府中字外中191番1地先、終点は同188番9地先でございまして、県道岐阜関ケ原線の府中交差点を西側50メ

ートル付近から北進し東進するものでございます。道路延長といたしまして38メートル、幅員は6メートルの道路でございます。

続きまして、路線番号7085、路線名、綾戸85号線でございます。起点は垂井町綾戸字不破ノ初137番1地先、終点は同137番7地先でございまして、日本プライメタル株式会社綾戸工場を120メートル北進付近から道路延長40メートル更新をいたします。幅員につきましては6メートルの道路でございます。

続きまして、路線番号7086、路線名、綾戸86号線でございます。起点は垂井町綾戸字不破ノ初147番5地先、終点は同147番12地先でございます。先ほどの路線より東へ180メート付近から南進してから東進をいたします。道路延長といたしまして74メートル、幅員につきましては6メートルの道路でございます。

以上、4路線の町道路線の認定について補足説明をさせていただきました。

建設課所管に関します議案は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 教育次長 桐山浩治君。

〔教育次長兼学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長(桐山浩治君) 私のほうからは、議第10号 垂井町立幼稚園条例の 一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の条例は、垂井町立府中幼稚園の幼稚園部に係ります平成29年度の入園希望者が少なく、 保育園での合同保育とするための改正でございます。

それでは、改正条例の中身に入らせていただきますが、あわせて新旧対照表の38ページをご らん願います。

第2条の表、垂井町立府中幼稚園の項を次のように改めるということで、垂井町新井709番 地の3 (垂井町立府中保育園内) を加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。 〇議長(丹羽豊次君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため、審議を延期することといたしたいが、 これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議第1号から議第12号までの各議案は、精読のため、審議 を延期することに決定しました。

日程第4 議第23号 平成28年度垂井町一般会計補正予算(第5号)

○議長(丹羽豊次君) 日程第4、議第23号 平成28年度垂井町一般会計補正予算(第5号)を

議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) それでは、議第23号 平成28年度垂井町一般会計補正予算(第5号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ3,383万4,000円を減額し、予算総額を91億6,181万円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、人事情報総合システム改変、ストレスチェック業務、巡回バス運行管理業務、それぞれに係ります委託料、そして、地方公会計関連業務並びにシステム使用料に係ります委託料と使用料及び賃借料、さらに公衆街路灯の電気料金に係ります需用費につきまして、それぞれ減額措置をいたしました。また、ふるさと納税管理業務に係ります委託料につきましては、増額措置をいたしました。あわせて国庫支出金の社会保障税番号システム整備費補助金及び個人番号カード交付金事務費補助金の交付に係ります財源更正も行いました。

民生費では、社会福祉費におきまして、障害者自立支援給付費国庫負担金などの過年度国・ 県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料の増額、また国民健康保険特別会計への繰 出金の増額、敬老の日祝品等に係ります報償費の減額と、老人保護措置費負担金に係ります負 担金、補助及び交付金の減額、さらに介護保険特別会計への繰出金の減額、臨時職員に係りま す共済費と賃金の減額を行いました。

地域生活支援事業に係ります委託料、そして日常生活用具給付等事業、自立支援医療費及び 障害福祉サービス費等ほかに係ります扶助費について増額措置をし、後期高齢者医療特別会計 への繰出金の増額につきましても、それぞれ措置をいたしたところであります。

また、児童福祉費におきましては、障害児通所給付費等審査支払手数料に係ります役務費の増額を、広域保育及び子ども・子育て支援システム改修業務に係ります委託料の減額、障害児施設給付等に係ります扶助費の増額、保育園の燃料費に係ります需用費の減額、私立保育所低年齢児保育促進事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金の減額、留守家庭児童教室の賄材料費に係ります需用費の減額につきまして、それぞれ措置をいたしたところであります。

衛生費では、保健衛生費におきまして、友引汚物炉焼却業務に係ります委託料、浄化槽設置整備事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金、妊婦健康診査、健康増進事業、予防接種ほかに係ります委託料、不妊治療費助成金ほかに係ります扶助費につきまして、いずれも減額措置をいたしたところであります。

また、清掃費におきましては、クリーンセンターの燃料費、光熱水費、ごみ袋購入の消耗品費に係ります需用費、廃棄物資源分別回収事業奨励金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、いずれも減額措置をいたしました。

労働費では、労働諸費におきまして、勤労青少年ホームの空調機取りかえ工事に係ります工 事請負費につきまして減額措置をいたしました。

農林水産業費では、農業費におきまして、集落営農組織化・法人化支援交付金ほかに係ります負担金、補助及び交付金、県営農業基盤整備促進事業の過年度国・県支出金返還金に係ります償還金、利子及び割引料、また強い畜産構造改革支援事業費補助金、県営土地改良事業費負担金、元気な農業産地構造改革支援事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、いずれも減額措置をいたしたところであります。

商工費では、離山工場用地排水施設(県道横断)工事負担金及び住宅リフォーム促進事業補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、減額措置をいたしました。

土木費では、土木管理費におきまして、財産収入の不動産売払収入の増額に伴います財源更 正を行いました。

道路橋りょう費におきましては、除雪用グレーダー等借上料に係ります使用料及び賃借料の増額、道路新設改良測量設計業務・用地測量業務に係ります委託料の減額、土地購入費に係ります公有財産購入費の増額、橋りょう整備工事に係ります工事請負費の減額につきまして、それぞれ措置をいたしました。

河川費におきましては、国庫支出金の都市再生整備事業交付金の増額に伴います財源更正を 行いました。

都市計画費におきまして、建築物等耐震化促進事業費補助金に係ります負担金、補助及び交付金と、相川児童公園境界測量業務に係ります委託料につきまして、それぞれ減額措置をいたしたところであります。

住宅費におきましては、町営住宅関連工事に係ります工事請負費につきまして減額措置をいたしております。

教育費では、社会教育費におきまして、文化会館の光熱水費に係ります需用費につきまして 減額措置を行い、また保健体育費におきましては、全国大会等出場補助金に係ります負担金、 補助及び交付金につきまして増額措置をいたしますとともに、給食センターの燃料費、光熱水 費に係ります需用費、並びに精米充填機取りかえ業務ほかに係ります委託料につきまして、そ れぞれ減額措置をいたしました。

公債費では、減債基金繰入金の減額に伴います元金の財源更正を行いますとともに、平成27 年度借入分利子ほかに係ります償還金、利子及び割引料につきまして減額措置を行いました。

これら財源につきまして、町税、地方交付税、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

なお、繰越明許費につきましては、通知カード・個人番号カード交付事業、臨時福祉給付金、 経済対策分の給付事業、経営体育成基盤整備事業、橋梁定期点検事業に係ります経費を平成29 年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。 また、地方債の補正につきましては、一部限度額の補正をお願いするものであります。

細部につきましては、総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 総務課長 早野博文君。

〔総務課長 早野博文君登壇〕

○総務課長(早野博文君) ただいま上程されました議第23号 平成28年度垂井町一般会計補正 予算(第5号)の補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、今回の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,383万4,000円を減額させていただきまして、総額をそれぞれ91億6,181万円といたすものでございます。

第2項は、補正いたします款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の予算の金額につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によるところでございますので、こちらにつきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それでは、細部にわたりまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

まず初めに、歳出でございますが、15ページをお開き願いたいと思います。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 の一般管理費でございます。こちら、まず節13委託料でございますが、いずれも契約額が既決額を下回ったことによる減額でありまして、1 番、人事情報総合システム改変委託料で85万円、2 のストレスチェック業務委託料で95万円、3 番の巡回バス運行管理業務でございますが119万1,000円、合わせまして299万1,000円の減額を行うものでございます。

次に、目3の財政管理費でございます。こちらにつきましては、統一基準地方公会計作成準備業務になりますけれども、地方公会計関連の委託料につきまして、契約額が既決額を下回ったことと、節13委託料におきまして合わせまして269万4,000円の減額を行わせていただくものでございます。続いて、節14の使用料及び賃借料でございますが、こちらも当初予算で見込んでおりました統一基準地方公会計システム使用料でございますが、契約相手方と協議をいたしました結果、不用となりましたことから64万8,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、目5の財産管理費でございます。こちらは公衆街路灯の電気料金でございますが、不用額が生ずる見込みとなりましたので、節11需用費でございますが170万円の減額を行うものでございます。主な要因につきましては、街路灯のLED化による使用料の削減などでございます。

続きまして、目6の企画費でございますが、こちらはふるさと納税管理業務委託料に関するものでございますが、納税管理業務委託料、係る顧客の管理、そしてまた返礼品の配送業務等を委託するためのものでございますが、さきの12月議会で増額措置をさせていただいたところでございますが、その後、見込みを超えるふるさと納税の寄附金収入がございまして、これに伴いふるさと納税管理業務委託料も支出増と相なったところでございます。したがいまして、

節13委託料におきまして1,660万円の増額を行うものでございます。

続きまして、目7の電算管理費でございますが、こちらは国庫支出金の交付増額に伴いまして財源更正を行わせていただきました。

続きまして、16ページに入りますが、項3の戸籍住民基本台帳費、目1の戸籍住民基本台帳費でございます。こちらにつきましては、個人番号カード交付事務費補助金として国庫支出金が交付されることに伴いまして、財源更正をいたすものでございます。

続きまして、款3の民生費、項1の社会福祉費、目1の社会福祉総務費でございます。こちらにつきましては、過年度分の障害者自立支援給付費国庫負担金、そしてまた障害者自立支援給付費等県負担金など、精算等を行いました結果、返還金が生ずることとなりましたので、節23償還金、利子及び割引料におきまして230万9,000円を増額いたすものでございます。次に、節28繰出金でございます。合わせまして3,764万7,000円、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。主に保険税の軽減措置に伴います保険基盤安定負担金で大きく増額となりました。内訳にございますとおり、このうち今回の補正に伴いまして国庫支出金で1,652万6,000円、県支出金といたしまして959万円が措置されるものでございます。

次に、目5の老人福祉費でございますが、こちらは敬老の日祝品等でございます。不用額が 生じる見込みと相なりましたので、節8の報償費で86万7,000円の減額をいたすものでござい ます。次は、西濃清風園の入所者に係ります老人保護措置費負担金でございます。入所者の減 に伴いまして、節19負担金、補助及び交付金におきまして611万4,000円の減額を行わせていた だきました。

続きまして、目10の介護福祉費でございます。こちらも介護保険特別会計への繰出金でございますが、節28の繰出金で介護給付費負担金の繰出金といたしまして1,128万9,000円の減額でございます。

続きまして、目11の障害者福祉費でございます。こちらも自立支援指導員に係ります賃金等でございますが、当初は2名分で計上いたしておりましたが、1名分の支出となりましたことから、節4共済費で30万円の減、節7賃金で220万円の減額を行うものでございます。財源にございますマイナス1万1,000円につきましては、労働雇用保険の負担金でございます。

17ページに入りますが、委託料では地域生活支援事業委託料でございます。年度末までの見込みに不足が生じますことから、節13委託料に211万2,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、節20の扶助費、特に3番にございます障害福祉サービス費等、それから2番の自立支援医療費、1番にございます日常生活用具給付等事業などにつきましては、それぞれ不足が生じますことから合わせまして2,898万6,000円の増額を行うものでございます。なお、財源内訳にございますとおり、後ほど歳入でも御説明いたしますが、国庫支出金といたしまして1,391万3,000円、県支出金といたしまして695万6,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、目12の後期高齢者医療費でございます。過年度の精算によりまして、節28繰出 金で311万1,000円の増額を行うものでございます。 次に、18ページでございますが、項2の児童福祉費、目1の児童福祉総務費でございます。こちらは障害児施設給付等に関するものでございますが、さきの9月、12月議会の補正の折でも増額の措置をさせていただきましたが、今般、再度の増額をお願いいたすものでございます。まず扶助費の増額に伴いまして、岐阜県国民健康保険団体連合会へ支出いたします審査支払手数料もあわせまして増となりますことから、節12役務費に1万円の増額をいたしております。また、節13の委託料につきましては、1の広域保育委託料では対象者数が見込みを下回ったこと、そしてまた2番の子ども・子育て支援システム改修業務委託料では、改修費用が下がったこと等、それぞれ不用額が生じる見込みとなりましたことから、合計で236万9,000円の減額を行うものでございます。次に、節20の扶助費でございます。障害児施設給付等といたしまして114万9,000円を増額するものでございます。なお、財源は障害児通所給付等の増額に伴いまして、国・県支出金34万円を措置いたすものでございます。

続きまして、目2の児童福祉施設費でございます。保育料の燃料費につきまして、不用の見込みとなりましたことから、節11需用費で100万円の減額を行うものでございます。次に、節19の負担金、補助及び交付金でございます。私立保育所経費に係るものでございますが、私立保育所低年齢児保育促進事業補助金につきまして、県の交付要綱の改正によりまして基準や要件が見直されました。したがいまして、これにより交付額が引き下げとなりましたことから118万3,000円の減額を行うものでございます。なお、内訳にございますとおり、国庫支出金の68万3,000円につきましては子ども・子育て支援交付金、そしてまた県支出金の9万1,000円につきましては児童福祉等対策事業補助金に係るものでございます。地方債は、垂井こども園用地購入費に充てておりました起債でございますが、協議の結果、当初予算から1,000万円の減額となりましたことから財源の更正を行うものでございます。

続きまして、目7の留守家庭児童教室費でございます。ここでは、節11需用費におきまして、留守家庭児童教室の利用者が見込みを下回ったことによりまして、賄材料費でございますが104万円の減額、これに伴いまして、歳入では使用料及び手数料の保育料収入につきまして620万5,000円の減額を行いまして、一方で保育料収入の減額によりまして国庫支出金及び県支出金が追加交付となりましたことから、それぞれ108万円の増額補正を行いまして、内訳にありますとおり財源の更正も行わせていただくものでございます。

次に、款4の衛生費、項1の保健衛生費、目5の環境衛生費でございます。友引汚物炉焼却業務委託料につきまして、105万円の減額を行うものでございます。主な要因につきましては、契約金額が低く抑えられたことに加えまして、有害獣等友引受け入れの委託日数が少なかったことなどが主な理由でございます。

次に、19ページの浄化槽設置整備事業補助金につきましては、設置台数等不用額が生じる見込みとなりましたことから、節19負担金、補助及び交付金におきまして931万6,000円の減額を行うものでございます。なお、今般の補正に伴いまして、国庫支出金及び県支出金におきましてもそれぞれ310万5,000円の減額を行っております。

次に、目6の保健センター費でございます。こちらは主に1番の妊婦健康診査委託料、そして3番の健康増進事業委託料、5番の予防接種委託料などにつきまして、不用が発生いたす見込みとなりましたことから、節13委託料におきまして、合計でございますけれども632万9,000円の減額を行うものでございます。次に、節20の扶助費でございますが、主に3番にございます不妊治療費助成金につきましても不用額が発生する見込みとなりましたことから、合計で129万5,000円の減額を行うものでございます。なお、歳出の減額に伴いまして、県支出金、一般不妊治療費助成事業補助金も減額となりますことから、90万3,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、20ページでございますが、項2の清掃費、目2のクリーンセンター費でございます。こちらはクリーンセンターの燃料費、光熱水費につきまして、節11需用費で960万円の減額でございます。1番の燃料費につきましては、灯油の契約単価が低くなったことに加えまして、2番、光熱水費につきましては施設改修の関係上、数カ月間焼却炉2基のうち1基稼働していなかったことが主な減となった理由でございます。

続きまして、目3の塵芥処理費でございます。節11の需用費でございますが、消耗品費のごみ袋の購入費用につきまして、予定より低い金額で契約いたすことができましたことから180万円の減額を行ったところでございます。次に、節19負担金、補助及び交付金でございます。 廃棄物の資源分別回収事業奨励金でございますが、100万円の減額でございます。

続きまして、款5の労働費、項1の労働諸費、目3の勤労青少年ホーム管理費でございます。 御案内のとおり、今年度、勤労青少年ホームの空調機器取りかえ工事につきまして、予定より 低い金額で契約をいたすことができましたことから、節15工事請負費におきまして124万7,000 円の減額を行ったところでございます。

続きまして、款6の農林水産業費、項1の農業費、目3の農業振興費でございます。節19の 負担金、補助及び交付金といたしましては、まず1番にございます機構集積協力金交付補助金 でございますが、県からの再配分が行われたことによりまして32万7,000円の増額をお願いい たしたところでございます。次に、2番の集落営農組織化・法人化支援交付金でございます。 営農組合等が法人化された場合などに、1組織につき40万円が交付されるものでございますが、 当初、2組織を予定して80万円の計上をしておりました。1組織のみの設立となりましたこと から40万円の減額を行うものでございます。合わせまして7万3,000円の減額と相なりました。 なお、財源でございますが、歳出の増減に伴いまして、歳入で後ほど出てまいりますけれども、 県支出金について、機構集積協力金交付事業では19万3,000円の増額、集落営農組織化・法人 化支援事業では40万円の減額となりますことから、差し引きの20万7,000円の減額を行わせて いただいたところでございます。

次に、21ページでございますが、過年度国県支出金返還金の減額でございます。県営の農業 基盤整備促進事業による暗渠排水整備後に、町内企業によります開発事業によりまして発生い たしました県への返還金でございます。当初は、原因者から垂井町で受け入れをいたしまして、 そこから県へ返還をする予定でございましたが、その後の調整協議によりまして、垂井町土地 改良区を経由して返還されることとなりましたことから、節23の償還金、利子及び割引料で全 額の278万3,000円を減額いたすものでございます。

続きまして、目6の畜産業費でございます。強い畜産構造改革支援事業費補助金でございますが、本年度、株式会社にしみの牧場の畜舎増築に関しまして、当初1,000万円を計上いたしておりました。今般、交付額が772万円の見込みと相なりましたことから、節19負担金、補助及び交付金につきまして、不用額の228万円の減額を行うものでございます。

続きまして、目7の農地費でございます。県営の土地改良事業負担金でございますが、節19 負担金、補助及び交付金で1,805万円の減額を行うものでございます。御案内のとおり、本事 業につきましては、栗原圃場整備事業関連の事業でございますが、当初予算で7,000万円の借 り入れを予定いたしておりましたところ、今回の減額によりまして町債の2,000万円の減額を 行うものでございます。財源にあるとおりでございます。また、本事業につきましては、減額 後の予算のうち3,243万円につきまして、29年度会計への繰越明許を予定させていただいてお りますので、後ほど御説明を申し上げたいと思います。

続きまして、目8の農業構造改善費でございます。こちらは元気な農業産地構造改革支援事業費補助金に関するものでございます。本年度、西美濃農業協同組合の施設更新等に対しまして当初予算で計上しておりましたが、残念ながら採択されなかったことから、節19負担金、補助及び交付金につきまして、全額の1,822万7,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、款7の商工費、項1の商工費、目2の商工振興費でございます。1番は離山工場用地排水施設の(県道横断)工事負担金でございます。予定よりも低い金額で契約締結されたことが主な理由でございます。また、2番につきましては、住宅リフォーム促進事業補助金でございますが、申請件数が見込みを下回ることと相なりましたことから、合わせまして節19負担金、補助及び交付金で390万円の減額を行うものでございます。

続きまして、款8の土木費、項1の土木管理費でございます。目1の土木総務費でございますが、こちらは駒引町営住宅の払い下げに伴いまして財産収入の増となりましたことから517万8,000円の財源の更正を行わせていただきました。

続きまして、22ページでございます。

項2の道路橋りょう費、目2の道路維持費でございます。除雪用のグレーダー等借上料でございますが、去る1月15日の降雪に伴う除雪作業の予算不足を受けまして、そしてまた2月上旬の降雪、そして今後の対応等も視野に入れながら、節14使用料及び賃借料におきまして1,540万円の増額を行うものでございます。

続きまして、目3の道路新設改良費でございます。こちらにつきましては、道路新設改良測量設計業務、そしてまた用地測量業務委託料につきまして、一部の道路改良工事の測量において外部に委託をせず町職員みずから対応したこと等、節13委託料におきまして250万円の減額を行ったものでございます。続きまして、節17の公有財産購入費でございます。表佐にござい

ます134号線道路改良工事に係ります土地購入費といたしまして、392万円の増額をお願いした ところでございます。なお、内訳は社会資本整備総合交付金の減額、そしてまた都市再生整備 事業交付金の増額に伴い、国庫支出金の財源更正を行ったところでございます。

続きまして、目4の橋りょう維持費、節15工事請負費800万円の減額でございます。新桜橋 歩道橋下部工の工事につきまして、予定より低い金額で契約締結することができたためのもの でございます。なお、充てられております社会資本整備総合交付金のうち957万円について、 減額の財源更正を行っておりますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、項3の河川費、目2の河川維持費でございます。都市再生整備事業交付金を充 てており、800万円の財源更正を行わせていただきました。

次に、23ページ、項4の都市計画費、目1の都市計画総務費でございます。こちらは、建築物等耐震化促進事業費補助金につきまして、見込んでおりました申請がございませんことから、節19負担金、補助及び交付金101万1,000円の減額を行うものでございます。なお、内訳につきましては、減額に伴いまして国庫支出金で41万1,000円、県支出金につきましては30万円、それぞれ減額をさせていただいております。

続きまして、目7の児童公園管理費でございます。こちらは、当初予定しておりました相川 児童公園に係ります境界の測量業務委託料でございますが、その後、県との協議におきまして、 県において実施することと相なり、節13委託料で113万5,000円の減額を行うものでございます。 続きまして、項5の住宅費、目1の住宅管理費でございます。こちらは、9月議会で増額を させていただきました野庵町営住宅の屋根改修工事でございますが、節15工事請負費で300万 円の減額、入札の差金でございます。

次に、款10の教育費、項5の社会教育費、目6の文化会館費でございます。節11の需用費に おきましては240万円の減額を行うものでございます。電力小売自由化に伴う電気料金の引き 下げ等々でございます。

続きまして、24ページでございますが、項6の保健体育費、目1の保健体育総務費でございます。こちらは、全国大会等出場補助金につきまして、年度末までの予定額を算出いたしましたところ不足が生じる見込みとなりましたことから、節19負担金、補助及び交付金におきまして43万5,000円の増額を計上いたしたところでございます。

続きまして、目3の給食センター費でございますが、学校給食センターの燃料費、光熱水費につきまして、不用が生ずる見込みとなりましたので、節11需用費におきまして、合計でございますけれども307万1,000円の減額でございます。次に、節13の委託料でございますが、1の精米充填機取りかえ業務委託料、2の食器消毒保管庫取りかえ業務委託料につきまして、予定よりも低い金額で契約できましたことから、合わせまして303万8,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、款12の公債費、項1の公債費、目1の元金でございます。歳入の減債基金繰入 金5,000万円の減額に伴いまして、公債費元金分の財源更正を行わせていただくものでござい ます。

次に、目2の利子でございます。こちらは、公債費の利子に関するものでございますが、1 番は平成27年度に借入をいたしました利子で902万円の減額を、2番は一時借入金に係る利子 といたしまして100万円の減額を行うものでございます。そして、3番につきましては、28年 度で新たに借り入れをいたしました利子分といたしまして7,000円の増額を、合計で1,001万 3,000円の減額を行わせていただくものでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、歳入に入りたいと思いますが、9ページをお開きいただきたいと思います。

款1町税、項1町民税、目2の法人でございます。節1の現年課税分は、年度末までの収入 見込み額を算出いたし、合計で3,045万5,000円の減額を行わせていただくものでございます。

款9の地方交付税につきましては、町交付税のうち普通交付税でございますが、2億9万7,000円の増額を行わせていただくものでございます。

次に、款12の使用料及び手数料、項1の使用料、目2の民生使用料、節1の児童福祉施設使用料でございますが、留守家庭児童教室保育料に関するものでございます。入室者が減少によりまして、保育料収入が減少する見込みとなりましたことから620万5,000円の減額を行うものでございます。

次に、10ページでございますが、款13国庫支出金、項1国庫負担金、目2の民生費国庫負担金でございます。節4の保険基盤安定国庫負担金でございます。1,652万6,000円の増額でございます。次に、節9の障害者自立支援給付費負担金は国庫負担金の増額で、歳出の障害福祉サービス費等の増額に伴いまして、1,359万1,000円の増額でございます。次に、節10の障害者医療費負担金でございますが、障害者医療費国庫負担金として59万3,000円の増額。節13の障害児施設給付費等負担金は、国庫負担金として56万円の増額を計上いたすものでございます。

次に、項2の国庫補助金、目1の総務費国庫補助金、節1の総務費国庫補助金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金といたしまして532万1,000円、個人番号カード交付事務費補助金といたしまして76万円を新たに予算措置させていただくものでございます。合わせまして608万1,000円でございます。

次に、目2の民生費国庫補助金、節4の児童福祉費国庫補助金は、子ども・子育て支援交付金と子どものための教育・保育給付費補助金について、合わせまして126万3,000円を増額いたすものでございます。その中でも、1番の子ども・子育て支援交付金につきましては、主に留守家庭児童教室の保育料収入が減少することなどに伴いまして、国庫補助金が増額となることから176万3,000円を増額いたしたところでございます。続きまして、節9の地域生活支援事業費補助金でございますが、27万1,000円を減額いたすものでございます。

次に、11ページでございますが、目3の衛生費国庫補助金、節1の衛生費国庫補助金は汚水処理施設整備交付金でございますが、歳出で931万6,000円を減額することに伴いまして、3分の1相当額の310万5,000円の減額を行うものでございます。

次に、目7の土木費国庫補助金、節3の道路事業国庫補助金は、社会資本整備総合交付金に

関するものでございまして、2,410万円を減額いたすものでございます。節11の耐震改修等事業国庫補助金は、歳出の減額に伴いまして国庫補助金につきましても41万1,000円を減ずるものでございます。続いて、節13の都市計画事業国庫補助金は、都市再生整備事業交付金に関するものでございますが、今般、交付額の増に伴いまして1,580万円を増額いたすものでございます。

次に、款14の県支出金、項1の県負担金、目2の民生費県負担金、節6の保険基盤安定県負担金につきましては、959万円の増額でございます。節13の障害者自立支援給付費等負担金につきましては、障害福祉サービス費等、そしてまた障害児施設給付等の増額に伴いまして、県負担金につきましても737万2,000円を増額いたすものでございます。

12ページに入りますが、項2県補助金、目2の民生費県補助金、節2の児童福祉費県補助金につきましては、低年齢児保育促進事業費補助金、放課後児童健全育成事業費補助金、児童福祉等対策事業補助金に関するものでございまして、中でも2番に申しました留守家庭児童教室の保育料収入の減少に伴いまして108万円を増額するほか、合計いたしまして117万1,000円の増額計上でございます。次に、節24の地域生活支援事業費補助金は13万6,000円を減額するものでございます。

次に、目3の衛生費県補助金、節1衛生費県補助金は、浄化槽の設置整備事業費補助金と、 それから一般不妊治療費助成事業補助金に関するものでございまして、1番は、歳出で931万 6,000円を減額することに伴いまして3分の1相当の310万5,000円を減額するもの、2番につ きましては、一般不妊治療費助成事業補助金は90万3,000円を減額いたすことから、合わせま して400万8,000円の減となったところでございます。

次に、目5の農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金でございますが、1番の機構集積協力金交付事業費補助金で19万3,000円の増額、2番の元気な農業産地構造改革支援事業補助金で1,822万7,000円の減額、集落営農組織化・法人化支援交付金で40万円の減額、最後の4番、強い畜産構造改革支援事業費補助金で228万円の減額、合わせまして2,071万4,000円の減額となっておるところでございます。

続きまして、目7の土木費県補助金、節1の土木費県補助金は、建築物等耐震化促進事業費補助金の減額に伴いまして30万円を減額いたすものでございます。

次に、13ページでございますが、款15の財産収入、項2の財産売払収入、目1の不動産売払収入につきましては、駒引町営住宅払い下げに係ります収入で517万8,000円を増額いたすものでございます。

続きまして、款16の寄附金、項1の寄附金、目1の一般寄附金でございます。ふるさと納税 に関します寄附金収入といたしまして2,613万2,000円の増額計上でございます。よろしくお願 いをいたします。

款17の繰入金、項2の基金繰入金、目1の財政調整基金繰入金でございますが、予定しておりました繰り入れが不用と見込まれることから、全額の3億1,901万6,000円の減額を行わせて

いただくものでございます。

次に、目2の減債基金繰入金でございます。公債費の元金償還分の一部に充てる予定をいた して当初予算に計上いたしておりましたが、同様の理由から全額5,000万円の減額を行うもの でございます。

14ページに入りますが、款18繰越金は前年度繰越金2億2,171万3,000円の増額をお願いいたしたところでございます。これによりまして、実質収支と同額の566,652万1,000円とするものでございます。

款19諸収入、項5雑入、目6の雑入、節4の負担金でございます。労働雇用保険負担金の1万1,000円の減額でございます。節9雑入につきましては、県への返還金に関するものでございます。先ほど申しましたところでございますが、調整により原因者から垂井町土地改良区を経由して県へ返還されることから、全額の278万2,000円を減額いたすものでございます。よろしくお願いをいたましす。

次に、款20の町債、項1の町債、目1の総務債は臨時財政対策債でございます。当初、5億円を予定いたしておりましたが、発行可能額が4億3,201万3,000円と相なりましたことから、6,798万7,000円の減額をお願いするものでございます。

目2の民生債は、垂井こども園用地購入事業に関するものでございまして、これも当初1億円を予定いたしておりましたが、協議いたした結果9,000万円の見込みと相なりましたことから、1,000万円の減額を行うものでございます。

目7の土木債は、地方道路整備事業に関するものでございます。当初予算で7,000万円といたしておりましたが、当該事業につきましては、今回の補正予算で減額となりましたことから、借入額といたしましては5,000万円を見込み、2,000万円の減額を行わせていただくものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条の繰越明許費でございますが、地方自治法第213条第 1項の規定によりまして、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、第 2表、繰越明許費によるものでございます。

第2表、5ページになりますけれども、ごらんいただきたいと思います。

先ほど来、歳出でも申しましたが、それぞれ国の補正予算等に関連した事業について、るる 御説明を申し上げてまいりましたが、改めて29年度へ繰り越しいたします各事業についてお願 いをいたすものでございます。

まず初めに、款2の総務費、項3の戸籍住民基本台帳費でございます。通知カード・個人番号カード交付事業に関しましては、全額国庫支出金が充てられますことから、県から交付の関係上、215万9,000円分について、29年度へ繰り越す旨の通知がございました。したがいまして、翌年度へ繰り越しをいたすものでございます。よろしくお願いをいたします。

次に、款3の民生費、項1の社会福祉費でございます。臨時福祉給付金(経済対策分)給付 事業に関するものでございますが、係ります経費はさきの12月議会でも8,360万4,000円の措置 をお願いいたしました。本年に入りまして、去る2月15日から1階で受け付けを開始いたしておりますけれども、3月末までに給付が完了しないことから6,340万5,000円を翌年度へ繰り越しさせていただくものでございます。

次に、款6の農林水産業費、項1の農業費は、経営体育成基盤整備事業に関するものでございますが、平成28年度事業の県営土地改良事業、栗原地区の圃場整備事業でございますけれども、その一部につきまして、工事の進捗状況等に基づきまして3,243万円を翌年度へ繰り越しをお願いするものでございます。

次に、款8の土木費、項2の道路橋りょう費でございます。橋梁定期点検事業に関するものでございますが、300万円につきまして業務の進捗の関係上、翌年度へ繰り越しをお願いいたすものでございます。

もう一度表紙に戻っていただきまして、第3条の地方債の補正でございます。地方債の変更 は、第3表、地方債補正によるところでございます。

もう一度、6ページをお開き願いたいと思います。

款20の町債でも御説明したとおりでございますが、1番の臨時財政対策債は、当初限度額を5億円といたしておりましたが、補正後の限度額を4億3,201万3,000円に、2番につきましては、こども園用地購入事業でございますけれども、当初予算で限度額を1億円といたしておりましたが、補正後の限度額を9,000万円に、3番の栗原地区の地方道路整備事業につきましては、当初限度額の7,000万円を今回の補正で5,000万円に、いずれも限度額の変更をお願いいたすものでございますので、よろしくお願いをいたします。

なお、起債の方法、そして利率、償還方法につきましては、表の記載のとおりで変更はございませんので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、25ページには、地方債の現在高の見込み等に関します調書を添付させていただいております。冒頭、新年度予算の補足の折にも御説明申し上げましたが、今後、この表につきましての取り扱いは十分見やすいことに心がけてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

以上、私のほうから補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますよ うよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

[挙手する者あり]

10番 後藤省治君。

[10番 後藤省治君登壇]

〇10番(後藤省治君) 1点だけ質問させていただきたいと思います。

資料の3月補正、用地買収位置図というのをいただいているんですけれども、今の説明の中では22ページの道路新設改良費、公有財産購入費のところで392万円という134号線の公有財産

ということなんですが、この用地買収位置図、この黒でマークしてあるのがそうだろうと思う んですけど、何も説明がないからちょっとお尋ねしたいんですけれども、この黒い部分がそう なんかどうか。

それで、これ普通道路というたら、皆今まで寄附行為とか、そういった形でしたのに、ここは個人のものから購入され、なぜ購入の段階に入ったかということをお尋ねしたいんですけれども、幅とか長さとか、なぜ買わなければならなかったのかと。個人財産を買ったのか、公共のものを買ったのかちょっとわからないんですけれども、そこらあたりの説明を加えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

〇議長(丹羽豊次君) 建設課長 山口哲司君。

〔建設課長 山口哲司君登壇〕

〇建設課長(山口哲司君) 後藤議員の質問の中で、用地購入費の関係で、なぜ買わなければならないかということでございますが、私ども、この道路事業につきましては、寄附をしていただくのも一番でございますが、やはり寄附をしていただくことがなかなか難しいところがございます。

それで、私どもは購入するというときにも、まずもって国道、県道、町道等に面している土地に関しては購入をしてまいります。そこで、黒く少し塗り潰してあるところが、今回地権者様の内諾を得ましたので、土地の購入をしていきたいということでございます。

この事業につきましては、平成23年度から事業を展開しておりまして、事業説明を行い、地域の皆様の御協力のもとに24年度に用地買収、そして工事を実施してきました。全ての方が合意をもらえれば一遍に済むんでございますが、なかなか一遍にはいきませんでした。それで長い間、5年ほどたっておりますが、地主様から乗り入れの御相談を得ました。昨年12月でございますが、乗り入れの相談を得ましたときに、こちらから出たいのだがということがありまして、そしていろいろと協議並びに何とか分けていただけないかということで、まだ内諾でございますが、そういったことになったわけでございます。

南北のこの道路は、幅員は6メートルでございます。それと、大門川沿いの道路幅員につきましては4メートルの道路をつくっていきたいと考えております。延長的には100メートルぐらいだと思いますが、面積的には、買収の面積といたしましては240平米ぐらいと考えております。まだしっかりと測量ができておりませんので、その辺のところでございます。以上とさせていただきます。

○議長(丹羽豊次君) ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第23号 平成28年度垂井町一般会計補正予算(第5号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。再開は15時15分といたします。

午後2時58分 休憩午後3時15分 再開

〇議長(丹羽豊次君) 再開いたします。

日程第5 議第24号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

〇議長(丹羽豊次君) 日程第5、議第24号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) それでは、議第24号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ3,861万1,000円を追加し、予算総額を36億2,560万9,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の総務管理費におきまして、国庫支出金の国民健康保険制度 関係業務準備事業費補助金の増額に伴います財源更正をいたしました。

また、保健事業費の特定健康診査等事業費におきまして、特定健康診査に係ります委託料の減額措置をいたします。

予備費につきまして、増額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金及び繰入金につきまして、それぞれ増額措置をいたしました。

細部につきまして、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

○住民課長(竹中敏明君) ただいま上程されました議第24号 平成28年度垂井町国民健康保険

特別会計補正予算(第3号)について補足説明をさせていただきます。

議案書の第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,861万1,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億2,560万9,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページの歳出から説明をさせていただきます。 款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございます。節13で委託料でございますが、 96万4,000円の財源の振りかえをお願いするものでございます。これは平成30年度からの国保 の制度改革に伴い、納付金等の算定に必要なデータを県に提供するために自庁システムを改修 するための経費で、28年の6月議会において280万8,000円の増額補正を行ったものでございま すが、今般、国より追加の内示を受けまして、経費の全額が国の補助金となったものでございまます。

次に、款8保健事業費、項2特定健康審査等事業費、目1特定健康診査等事業費、節13委託料でございますが、200万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは不破郡医師会に委託しております特定健康診査に係る委託料について、1月までの実績を踏まえまして見込み額を1,192万3,000円とし、既決額の1,392万9,000円に対し200万6,000円の減額を見込んだものでございます。

次に、款12予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費でございますが、4,061万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは歳入の一般会計繰入金の増額補正に伴い、これが一般財源であり特定な経費に充てることが妥当でないことから、予備費にて収支の均衡を図ったものでございます。

次に、歳入ですが、5ページでございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目7制度関係準備事業費補助金、節1制度関係準備事業 費補助金の96万4,000円でございます。自庁システムの改修に係る経費の財源として、国庫補 助金の追加の内示を受けまして計上したものでございます。先ほどの歳出における財源の振り かえを行っております。

次に、款9繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金でございますが、3,764万7,000 円の増額補正をお願いするものでございます。これは、先ほどの議第23号、一般会計補正予算 におきまして、民生費の社会福祉費で法定繰出金ルール分として国民健康保険特別会計繰出金 の増額補正をお願いしたもので、ここで繰り入れるものでございます。

内訳といたしまして、節1の保険基盤安定繰入金で3,482万3,000円でございますが、保険税の軽減分を補填するための制度でございまして、保険者への支援分といたしまして、国及び県からの負担金を一般会計で受け入れて、それに町の負担分を合わせまして一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございます。今回、国・県の保険基盤安定負担金の交付決定を受けて、予算額に不足する額をお願いするものでございます。次に、節3の出産育児一時金等繰入金518万3,000円の減額でございます。これは国保特別会計より支出された出産育児一時金の3分の2を町の負担分として一般会計から国保特別会計に繰り入れるものでございまして、前年

度の精算や今年度の実績見込みから減額補正をお願いするものでございます。次に、節4の財政安定化支援事業繰入金800万7,000円でございます。これは病床数が特に多いなど、保険者の責に帰することができない特別事業に着目し算出した額を一般会計から繰り入れるもので、地方財政措置交付税が講じられるものでございます。県から繰入基準額の決定を受けて、予算に不足する額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解賜りますようお願いをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第24号 平成28年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第25号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)

○議長(丹羽豊次君) 日程第6、議第25号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第 1号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 議第25号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ490万2,000円を追加し、予算総額を5,160万2,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費の総務管理費におきまして、消費税に係ります公課費と、簡 易水道基金に係ります積立金につきまして増額措置をいたしますとともに、予備費につきまし ても増額措置をいたしたところでございます。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜 りますようよろしくお願いをいたします。

〇議長(丹羽豊次君) 上下水道課長 町田正博君。

〔上下水道課長 町田正博君登壇〕

〇上下水道課長(町田正博君) ただいま上程されました議第25号 平成28年度垂井町簡易水道 特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正の主なものは、平成28年度におきまして剰余金が生じました。これを基金に積み立てをお願いするものでございます。

議案書の表紙をごらんください。

第1条、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ490万2,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額をそれぞれ5,160万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出ですが、歳入歳出事項別明細書、6ページをごらんください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 27公課費で、消費税 31万6,000円の増額 を見込んでおります。

目2財産管理費では、節25積立金で320万円の増額を見込み、簡易水道設備基金積立金を322 万円とするものでございます。

次に、款4予備費、項1予備費、目1予備費では、節29予備費で歳入歳出の均衡を図るため 138万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございます。

5ページをごらんください。

款 5 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金で、前年度繰越金で490万2,000円を増額し930万2,000円とするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(丹羽豊次君) これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第25号 平成28年度垂井町簡易水道特別会計補正予算(第1号)は、これを原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第26号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

〇議長(丹羽豊次君) 日程第7、議第26号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予 算(第2号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) では、議第26号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算 (第2号) について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ10万円を減額し、予算総額を13億4,840万円とするものであります。

補正いたしますものは、公共下水道費におきまして、下水道整備工事に係ります工事請負費 につきまして増額措置をいたしますとともに、浄化センターの消耗品費、光熱水費に係ります 需用費と浄化センター汚泥処分、運搬業務に係ります委託料につきまして減額措置をいたしま した。また、公債費に係ります財源更正もいたしました。

財源につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、町債及び繰越金により収支の均衡を 図った次第であります。

なお、繰越明許費につきましては、下水管布設(推進工)第1工区、第2工区に係ります経費を平成29年度に繰り越して実施することをお願いするものであります。

また、地方債の補正につきましては、限度額の変更をお願いするものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜 りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 上下水道課長 町田正博君。

[上下水道課長 町田正博君登壇]

〇上下水道課長(町田正博君) ただいま上程されました議第26号 平成28年度垂井町公共下水 道事業特別会計補正予算(第2号)について補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書でございます。

第1条では、歳入歳出予算の補正で歳入歳出それぞれ10万円を減額し、歳入歳出予算の総額 を歳入歳出それぞれ13億4,840万円とするものでございます。 それでは、歳出でございますが、歳入歳出事項別明細書、8ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、目1下水道建設費でございます。節15工事請負費で 1,200万円を増額するものでございます。これにつきましては、現在、町道垂井綾戸線と県道 養老垂井線との交差点付近で工事を進めております下水管布設(推進工)第2工区工事でござ いますが、資料の図面もお手元にあるかと思いますので、一緒にごらんください。

1月中旬、西濃用水の相川左岸用水路の下部を掘削しようとした推進機が障害物に当たりまして停止し、工事が中断いたしました。推測ではありますが、西濃用水管の基礎部分が設計より打ち増しされているのではないかと現在のところ考えております。図面の中では、詳細図のほうでコンクリートの基礎の下、緑色でお示しした枠の部分でございます。工事の変更内容につきましては、障害物を避けて配管し直すため、立て坑及びマンホールを1基ずつふやしまして、その結果、推進工の延長につきましては2メートル減少をいたしました。工法につきましては、7番の位置に新たに立て坑を掘り、推進機を回収し、そのあたり、地下周辺を調査いたしまして、施工可能かどうかを確認いたしまして、その上で当初とは逆に4番の立て坑から西へ推進し、その後、7番にマンホールを設置し既設管と接続する設計でございます。以上、簡単ですが工事内容の説明とさせていただきます。

次に、目3浄化センター費ですが、節11需用費では、消耗品費と光熱水費で不用額を見込み 510万円の減額で、薬品や電気使用量の減少などによるものでございます。節13委託料では、 汚泥処分及び運搬業務量の減少が見込まれ、700万円を減額するものでございます。

次に、款3公債費、項1公債費、目2利子でございますが、下水道事業受益者負担金の増額が見込まれておりますので、その分1,259万円を分担金及び負担金や財源更正するものでございます。

続きまして、歳入ですが、7ページをごらんください。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道事業負担金、節1現年度分ですが、受益者 負担金で1,259万円を増額するものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金、節1下水道費補助金で ございますが、公共下水道事業が確定してまいりましたので、849万円を減額するものでござ います。

次に、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金では570万円の増額を見込んでおります。

次に、款9町債、項1町債、目1下水道債、節1下水道事業債でございますが、起債対象事業費であります工事請負費、委託料の確定により990万円を減額するものでございます。

続きまして、表紙にお戻りください。

第2条では、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して使用することができる経費につきましては、第2表、繰越明許費によるものでございます。

第2表ですが、3ページをごらんください。

款1公共下水道費、項1公共下水道費、事業名といたしまして下水管布設(推進工)第1・ 2工区工事、金額につきまして2億4,419万6,000円でございます。これの内訳ですが、第1工 区分といたしまして1億2,701万円、第2工区分、1億1,718万6,000円となっております。こ の案件につきましては、下水管布設(推進工)の第1工区につきましては推進機の調達のおく れ、第2工区につきましては先ほど第1条、予算の補正で説明をさせていただきましたとおり でございます。工事が遅延いたしまして、いずれの工事も平成29年度への繰り越しをお願いす るものでございます。

次に、第3条、地方債の補正でございますが、4ページをごらんください。

第3表で地方債の限度額を当初3億3,990万円とさせていただいておりましたが、事業の確 定によりまして3億3,000万円に変更させていただくものでございます。起債の方法、利率、 償還の方法等、従前と変わってはございません。

なお、9ページに地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、お目通し をお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。 ○議長(丹羽豊次君) これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第26号 平成28年度垂井町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、これを原案の とおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第27号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第3号)

○議長(丹羽豊次君) 日程第8、議第27号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第 3号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

○町長(中川満也君) 議第27号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ6,759万4,000円を減額し、予算総額を22億5,007万1,000円とするものであります。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、介護保険事業計画策定調査 業務ほかに係ります委託料の減額措置をいたしますとともに、認定審査費におきまして介護認 定審査に係ります委託料の増額措置をいたしました。

保険給付費では、介護サービス等諸費におきまして、居宅介護サービス給付費負担金、地域 密着型介護サービス給付費負担金、施設介護サービス給付費負担金、居宅介護住宅改修費負担 金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ減額措置をいたしております。

居宅介護サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきましては、増 額措置をいたしたところであります。

介護予防サービス等諸費におきましては、介護予防居宅サービス給付費負担金、介護予防福祉用具購入費負担金、介護予防サービス計画給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額措置をいたしております。

また、サービス給付費諸費におきましては、審査支払手数料に係ります役務費の減額、高額介護サービス等費におきましては、高額介護サービス費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額を、特定入所者介護サービス等費におきましては、特定入所者介護サービス給付費負担金に係ります負担金、補助及び交付金の増額につきまして、それぞれ措置をいたしたところであります。

また、予備費の増額措置をいたしますとともに、諸支出金におきましては介護給付費負担金など国庫負担金等過年度分精算返還金に係ります償還金、利子及び割引料の減額措置をいたしました。

財源につきましては、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金につきまして、減額措置をいたしますとともに、諸収入につきまして増額措置をいたしました。

細部につきましては、健康福祉課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 健康福祉課長 片岡兼男君。

〔健康福祉課長 片岡兼男君登壇〕

〇健康福祉課長(片岡兼男君) ただいま上程されました議第27号 平成28年度垂井町介護保険 特別会計補正予算(第3号)について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、保険給付費におきまして町内で新たに老人介護施設の開設を予定していましたところ、今年度の稼働が見込めなくなったため給付費の減額をお願いするとともに、同じ保

険給付費におきまして、11月までの実績に基づき見込み額を算定しましたところ、過不足が生 じてまいりましたので、所要の増額または減額をお願いするものでございます。

それでは、初めに第1条でございますが、歳入歳出予算の総額から6,759万4,000円の減額をいたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億5,007万1,000円とするものでございます。

それでは、細部につきまして、歳出から御説明をさせていただきます。

7ページをごらん願います。

初めに、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節13委託料ですが、介護予防サービス計画作成業務の委託件数が当初の見込みから大幅に増加しましたので、104万円の増額をお願いするものと、介護保険制度改正等システム改修業務と介護保険事業計画策定調査業務の契約金額が確定し、差金が発生しましたので相殺いたしまして7万5,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、款 1 総務費、項 3 認定審査費、目 1 認定調査等費、節13委託料の介護認定調査委託料ですが、主治医意見書作成等手数料や介護認定調査委託料などについて、11月までの実績に基づき見込み額を算定しましたところ、予算額に対し不足するおそれが生じてまいりましたので、29万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費と、次の目2地域密着型介護サービス給付費と、さらに次のページ、目3の施設介護サービス給付費のそれぞれ節19の負担金、補助及び交付金ですが、こちらは町内で新たに通所リハビリ施設、認知症対応型グループホーム施設、介護老人保健施設のそれぞれの開設を予定していましたが、今年度の稼働が見込めないことから、それぞれ相当分の2,000万円、4,000万円、4,000万円の減額をお願いするものです。

次に、これ以降の款2の保険給付費につきましては、11月までの実績に基づき見込み額を算 定しましたところ、過不足が生じてまいりましたので所要の増額、減額をお願いするものです。

目5の居宅介護住宅改修費、節19の負担金、補助及び交付金の居宅介護住宅改修費負担金ですが、要介護認定の方が自宅で手すりや段差解消など住宅改修に係る給付費について、不用額が生じる見込みとなりましたので100万円の減額をお願いするものです。

次に、目6居宅介護サービス計画給付費、節19の負担金、補助及び交付金の居宅介護サービス計画給付費負担金ですが、介護支援員が策定する要介護認定者のケアプランの作成に係る給付費について、予算が不足する見込みとなりましたので、400万円の増額をお願いするものです。

次に、款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目1介護予防サービス給付費、節19の負担金、補助及び交付金の介護予防居宅サービス給付費負担金ですが、こちらは要支援の方が自宅を訪問してもらう訪問系サービスと施設に通う通所系サービスを受けたときの給付費について、予算が不足する見込みとなりましたので100万円の増額をお願いするものです。

次に、目2介護予防福祉用具購入費、節19の負担金、補助及び交付金の介護予防福祉用具購

入費負担金ですが、こちらは要支援の方が自宅で使用する福祉用具の購入に係る給付費について、予算が不足する見込みとなりましたので10万円の増額をお願いするものです。

次に、目4介護予防サービス計画給付費、節19の負担金、補助及び交付金の介護予防サービス計画給付費負担金ですが、こちらは要支援の方のケアプラン作成に係る給付費について、予算が不足する見込みとなりましたので80万円の増額をお願いするものです。

次に、款2保険給付費、項3サービス給付費諸費、目1審査支払手数料、節12役務費の審査 支払手数料ですが、国保連合会への審査支払手数料について、不用額が生じる見込みとなりま したので20万円の減額をお願いするものです。

次に、款2保険給付費、項4高額介護サービス等費、目1高額介護サービス費、節19の負担金、補助及び交付金の高額介護サービス費負担金ですが、こちらは同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担が高額になった場合、上限額を超えた分を支給する負担金について、予算が不足する見込みとなりましたので100万円の増額をお願いするものです。

次に、款2保険給付費、項5特定入所者介護サービス等費、目1特定入所者介護サービス費、 節19の負担金、補助及び交付金の特定入所者介護サービス給付費負担金ですが、こちらは施設 サービスを利用した場合、所得及び資産が少ない方の施設利用が困難にならないよう、住居費、 食費に関して負担限度額を超えた分を支給する負担金についてですが、予算が不足する見込み となりましたので400万円の増額をお願いするものです。

次に、款6の予備費ですけれども、項1予備費、目1予備費、節29の予備費ですが、2,647 万円の増額をお願いするものですが、今回こちらで収支の均衡を図った次第でございます。

次に、款7諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金、節23の償還金、利子及び割引料の国庫負担金等過年度分精算返還金ですが、平成27年度分の介護給付費負担金や地域支援事業交付金について、国・県の負担金や交付金の精算を行い、それぞれ返還するものでございますが、精査の結果、金額が確定し不用額が生じる見込みとなりましたので398万円の減額をお願いするものです。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございますが、5ページをごらん願います。

初めに、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費国庫負担金ですが、国の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の20%、施設給付費の15%相当分で、今年度の見込み額を3億7,869万1,000円といたしまして、今回1,626万円の減額をお願いするものです。

次に、款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金の介護給付費調整交付金ですが、 市町の保険料基準額の格差調整をするために交付されるもので、介護給付費総額の3%相当分 で見込み額を6,407万5,000円といたしまして、今回271万円の減額をお願いするものです。

次に、款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の介護給付費交付 金ですが、第2被保険者の保険料に当たる部分で、社会保険診療報酬支払基金から交付される もので、介護給付費総額の28%相当分で見込み額を5億9,803万9,000円といたしまして、今回2,528万4,000円の減額をお願いするものです。

次に、款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金の介護給付費県負担金ですが、 県の負担割合といたしまして、居宅介護給付費の12.5%、施設給付費の17.5%相当分で見込み 額を3億1,546万1,000円といたしまして、今回1,309万円の減額をお願いするものでございま す。

次に、款9繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金の介護給付費負担金繰入金ですが、介護給付費の12.5%を町が負担するもので、一般会計から繰り入れるものでございます。見込み額を2億6,698万1,000円といたしまして、今回1,128万9,000円の減額をお願いするものです。

次に、款11諸収入、項3雑入、目3雑入の介護予防サービス計画費収入ですが、要支援者の 方のケアプラン作成に係る受託金で、岐阜県国民健康保険連合会から受け入れるもので、見込 み額を662万1,000円といたしまして、今回103万9,000円の増額をお願いするものです。

以上が歳入でございます。

ただいま説明しましたとおり、歳入歳出の予算において6,759万4,000円の減額をお願いする ものでございます。

以上、議第27号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第3号)についての補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長(丹羽豊次君) これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第27号 平成28年度垂井町介護保険特別会計補正予算(第3号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第28号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(丹羽豊次君) 日程第9、議第28号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

[町長 中川満也君登壇]

○町長(中川満也君) それでは、議第28号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ172万4,000円を減額し、予算総額を3億2,656万6,000 円とするものであります。

補正いたしますものは、保健事業費の健康保持増進事業費におきまして、ぎふ・すこやか健 診及び後期高齢者医療口腔健診に係ります委託料の減額措置をいたしますとともに、予備費に つきまして増額措置をいたしました。

財源につきましては、後期高齢者医療広域連合支出金の減額措置をいたし、繰入金につきま しては増額措置をいたしました。

細部につきましては、住民課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(丹羽豊次君) 住民課長 竹中敏明君。

〔住民課長 竹中敏明君登壇〕

〇住民課長(竹中敏明君) ただいま上程されました議第28号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について補足説明をさせていただきます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ172万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億2,656万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、6ページの歳出から説明をさせていただきます。

款3保健事業費、項1健康保持増進事業費、目1健康診査費、節13委託料の483万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは不破郡医師会や大垣歯科医師会に委託をしておりますぎふ・すこやか健康診査や口腔健康診査に係る委託料について、1月までの実績を踏まえまして、ぎふ・すこやか健診委託料の見込み額を717万2,000円とし、既決額の1,090万9,000円に対し373万7,000円の減額、また後期高齢者医療口腔健診委託料の見込み額を42万2,000円とし、既決額の152万円に対し109万8,000円の減額を見込んだものでございます。

次に、款5予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費でございますが、311万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは歳入の一般会計繰入金の増額補正に伴い、これが一般財源であり特定な経費に充てることが妥当でないことから、予備費にて収支の均衡を図ったものでございます。

続きまして、歳入ですが、5ページでございます。

款3後期高齢者医療広域連合支出金、項1委託金、目1保健事業費委託金、節1保健事業費

委託金の483万5,000円の減額補正をお願いするものでございます。これは後期高齢者医療広域 連合から保健事業に係る財源を保健事業費委託金として受け入れていることから、歳出の保健 事業費と整合を図っております。

次に、款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金、節1事務費繰入金の250万 1,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは前年度の事務費繰入金の精算によ る町負担分の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。

また、目3保健事業費繰入金、節1保健事業費繰入金の61万円の増額補正につきましても、 前年度の保健事業費繰入金の精算による町負担分の不足額を繰り入れるものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御理解を賜りますようにお願いいたします。

○議長(丹羽豊次君) これより質疑に入ります。

質疑ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第28号 平成28年度垂井町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後4時00分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 丹 羽 豊 次

会議録署名議員 山 田 利 夫

会議録署名議員 江 上 聖 司